

令和5年消防年報



粕屋北部消防本部

令和6年刊行

はしがき

- 1 この年報は、消防の行政需要に対処して、効果的な行政執行の推進の参考にするとともに、粕屋北部消防本部の事情を広く一般に紹介するために収録しました。
- 2 この年報は、粕屋北部消防本部の現勢及び消防諸般について、令和5年中の資料を主として収録しています。なお、必要に応じ過去の資料を掲載しています。
- 3 この年報中、災害統計は暦年（1月～12月）、事業概要等は、主に会計年度（4月～翌年3月まで）としています。これらによらないものについては、各表記載月日で作成しています。
- 4 各表中の構成比については、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。
- 5 一目統計を作成しています。



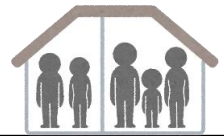

令和6年7月





粕屋北部消防本部



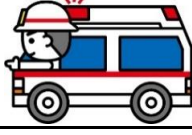






粕屋北部消防本部 「一目統計」




令和6年4月1日現在

面積・人口等 自然環境	面積	人口	世帯	気象(令和5年)
	 古賀市 新宮町 61.00km ²	 古賀 59,211人 新宮 33,026人 計 92,237人	 古賀 27,075世帯 新宮 13,662世帯 計 40,737世帯	 年平均気温17.7℃ 年平均湿度69.6% 総降水量1,471.5mm

消防予算 構成・人員	消防費当初予算	署所数	消防職員数	消防団員数
	 12億7328万2千円 (令和5年度予算)	 1 本部 1 本署 1 分署	 106人	 471人

消防車両 水利	ポンプ車等	特殊車両等	救急車	消防水利
	 化学車 1台 水槽付き ポンプ車 4台	 梯子車 1台 救助工作車 1台 支援車 1台 指揮車 1台	 救急車 5台	 消火栓 1,273基 防火水槽 431基

災害件数 (令和5年)	火災	救急	救助	119番受付
	 24件	 出動件数 4,505件 搬送人員 4,045人	 63件	 6,300件

予 防	防火対象物数 (令和6年3月末現在)	危険物施設数 (令和6年3月末現在)	消防同意数 (令和5年度中)	外郭団体 (令和6年3月末現在)
	 3,555件	 製造所 1件 貯蔵所 171件 取扱所 88件 計 260件	 121件	防災協会 169会員 婦人防火クラブ 28名 少年消防クラブ 12名 幼年消防クラブ 18園 2,187人

も く じ

管内の概要・構成市町の紹介	1
消防機関の配置状況	2
管内の面積・人口及び世帯数の推移	2
消防の沿革	3
消防組合の組織	8
消防本部及び消防署の状況	10
消防本部及び消防署の事務分掌	14
令和5年度中の主な行事	18

総括

総務

人事	21
消防力の整備状況	23
教養・研修	24
財政	26

予防規制事務	31
予防査察	36
自主防火管理体制の確立	38
予防広報	39
粕屋北部地区防災協会	40
粕屋北部地区幼年消防クラブ連絡協議会	41
民間の「自主防災組織」	42

予防

警防

災害出動計画	44
消防車両到着所要時間	44
消防相互応援協定等の状況	45
機械・施設	48
火災統計	52
救急統計	54
救助統計	56
気象統計	57
粕屋北部消防連絡協議会	59

組織	60
団員の定員と実員	61

消防団



総括

1	管内の概要・構成市町の紹介	1
2	消防機関の配置状況	2
3	管内の面積・人口及び世帯数の推移	2
	（1）面積・人口及び世帯数	2
	（2）過去8年間の人口及び世帯数の推移	2
4	消防の沿革	3
	（1）設立	3
	（2）経過	3～7
5	消防組合の組織	8
	（1）執行機関	8
	（2）議会	9
	（3）監査	9
6	消防本部及び消防署の状況	10
	（1）名称	10
	（2）位置	10
	（3）組織	10
	ア 消防長	10
	イ 消防本部	10
	ウ 消防署	11
	（ア）事務系列	11
	（イ）活動系列	11
	エ 庁舎	12・13
7	消防本部及び消防署の事務分掌	14
	（1）消防本部	14～16
	（2）消防署	16・17
8	令和5年度中の主な行事	18～20

1 管内の概要

粕屋北部消防本部は、昭和54年に発足、今年で45年を迎えるところである。

当消防本部が管轄する古賀市・新宮町の管内人口はおよそ9万2千人、管轄面積は61㎢、管内には玄界灘、犬鳴山脈、立花山系などの豊かな自然が数多く残っており、新宮町の沖合7.5kmには相島がある。また、国道3号、国道495号、県道35号線などの幹線道路とJR鹿児島本線や西鉄貝塚線が南北を走り、九州自動車道古賀ICや古賀SAもあることから、広域的なアクセスが可能な立地に優れた場所となっている。

このような状況を踏まえ、消防本部として地域に根ざしたきめ細かな消防行政を積極的に展開し、地域住民の安全・安心を確保していかなければならない。

日々変化し続ける社会情勢に的確に対応すべく、増加、多様化する救急需要を乗り切るために令和5年度には救急隊を増隊している。今後も持続可能な社会を目指して、計画的な防災力の向上を図り、地域防災の要である消防団との関係や自主防災組織の育成など、引き続き地域に密着した取組みを強力に推進していくところである。

構成市町の紹介



古賀市

市役所所在地
〒811-3192
駅東一丁目1番1号
TEL(092) 942-1111
FAX(092) 942-3758

昭和30年4月1日 合併古賀町 青柳村 小野村
平成9年10月1日 市制施行
市の木 くろがねもち
市の花 コスモス
名産・特産品：○温州みかん○山見阪ネーブル
○デコポン ○ポンカン ○花鶴饅頭
○あまおう ○さをり織り



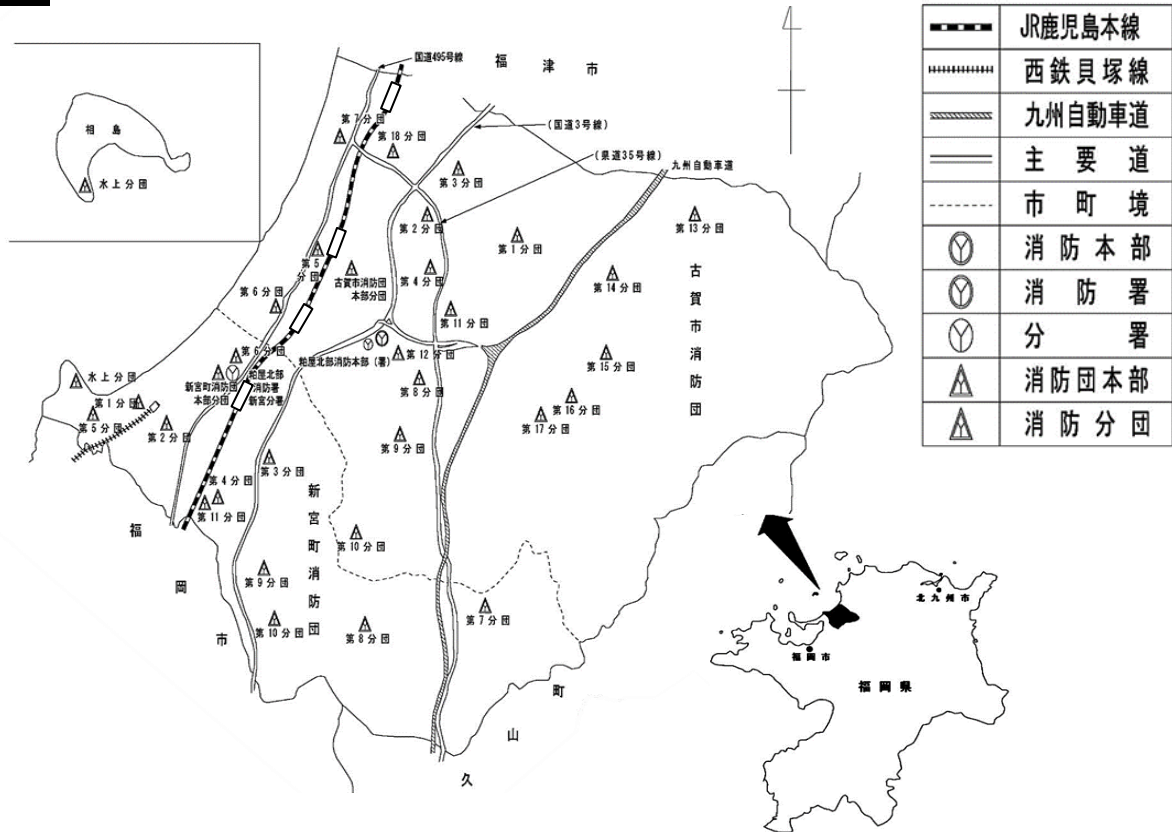
新宮町

役場所在地
〒811-0119
緑ヶ浜一丁目1番1号
TEL(092) 962-0231
FAX(092) 962-2078

昭和30年4月1日 合併新宮町 立花村
町の木 クスノキ・松
町の花 ミカンの花
町の鳥 メジロ
名産・特産品：○あまおう○デコポン○サザエ
○ネーブル(みかん) ○真珠の養殖
○相島カマボコ ○相島ウニ



2 消防機関の配置状況

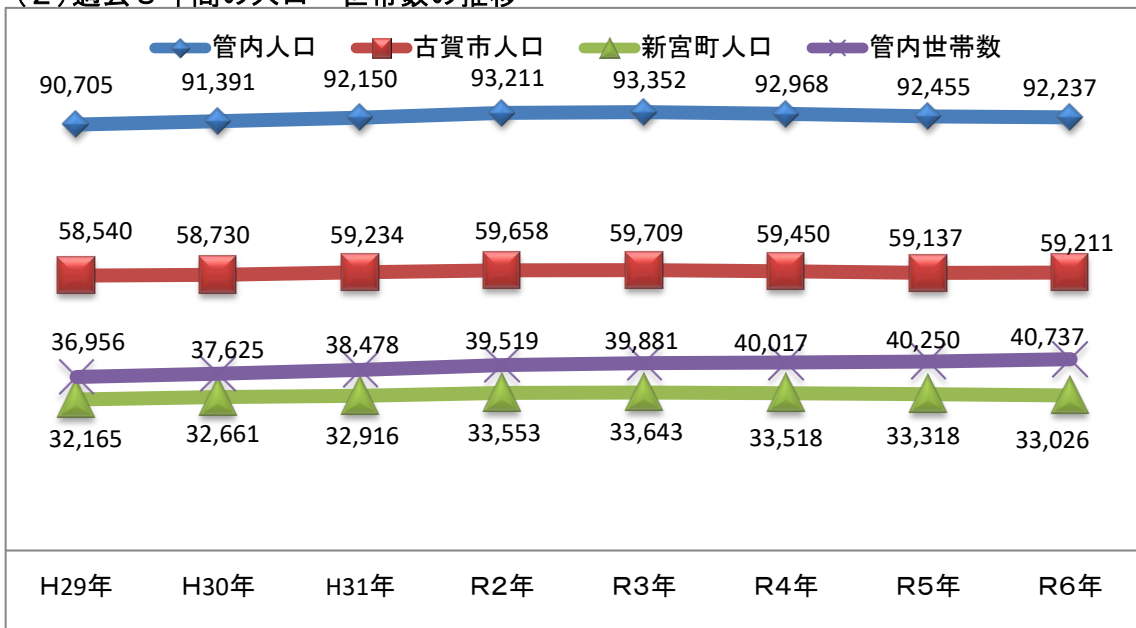


3 管内の面積・人口及び世帯数の推移

(1) 面積・人口及び世帯数

市町別	面積	住民基本台帳による (令和6年3月31日現在)		国勢調査による (令和2年確定値)	
		人口	世帯数	人口	世帯数
古賀市	42.07 k m ²	59,211	27,075	58,786	23,618
新宮町	18.93 k m ²	33,026	13,662	32,927	12,469
合計	61.00 k m ²	92,237	40,737	91,713	36,087

(2) 過去8年間の人口・世帯数の推移



4 消防の沿革

(1) 設立

古賀町（昭和53年当時）及び新宮町は、長い間、非常備消防を設置して火災その他の災害の防除に当たってきたところである。また、救急については、「福岡都市圏市町村消防相互応援協定」により、主として福岡市からの応援に頼らざるを得ない状況にあった。しかしながら、社会経済の発展や生活文化の進展は、地域住民の生活様式や価値観に変化をもたらすとともに、火災をはじめとする災害の質的变化や多様化、さらには交通事故などによる救急需要の増加を招き、ここに、高度な技術と機動力を有する常備消防体制の確立が急務であると痛感されるに至った。

(2) 経過

主なできごと

- 昭和53年10月25日 ○福岡県知事より粕屋北部消防組合設立の許可
○粕屋北部消防組合発足仮事務所を古賀町大字古賀623番地の1（古賀町役場内）に置く
○初代組合長 許山秀哉（古賀町長）就任
- 昭和54年4月1日 ○粕屋北部消防本部の発足及び設置
仮事務所を古賀町大字古賀623番地の1（古賀町役場内）に置く
○初代消防長（事務取扱）西村富士男（古賀町助役）就任
○職員の派遣 福岡市消防局から2名
- 2日 ○消防組織法第10条に定める政令の指定（発効：昭和55年4月1日）
- 6月1日 ○消防司令車配置
- 9月1日 ○消防本部仮事務所を古賀町大字久保866番地（現在リーパスプラザこが）に移転
- 10月1日 ○粕屋北部消防署発足 仮事務所を古賀町大字久保866番地に置く
○水槽付消防ポンプ車1台、消防ポンプ車1台、救急車2台配置
○職員の派遣 福岡市消防局から1名（司令）
○消防無線、基地局1、陸上移動局5、携帯局5設置
○粕屋北部消防署の設置
- 11月21日 ○指令台設置
- 25日 ○消防庁舎用地取得5,585.75平方メートル
- 昭和55年1月1日 ○二代目消防長 中野米喜就任
- 2月14日 ○小型動力ポンプ2台配置
- 3月1日 ○福岡都市圏市町村消防相互応援協定締結
- 10日 ○消防査察車配置
- 29日 ○消防庁舎建築工事着工
- 9月20日 ○消防査察車配置
- 11月15日 ○消防庁舎建築工事竣工
○消防指揮車 花鶴福岡ライオンズクラブから寄贈
- 12月1日 ○組合、消防本部、消防署の事務所を新庁舎
古賀町大字今在家167番地の1に移転する
- 昭和56年2月24日 ○消防庁舎竣工式
- 10月1日 ○派遣職員の交替1名 福岡市消防局（司令補）
- 6日 ○三代目消防長 森徹也就任
- 昭和57年2月10日 ○防災無線設置
- 4月1日 ○派遣職員の交替1名 福岡市消防局（司令補）
- 10月1日 ○派遣職員の交替1名 福岡市消防局（司令）
- 昭和58年7月4日 ○訓練場用地取得（1,924平方メートル）
- 24日 ○人員輸送車（10人乗り）配置
- 昭和59年3月20日 ○広報紙「粕北119情報」創刊号を発行
- 25日 ○訓練場拡張・訓練塔建設工事竣工
- 5月8日 ○消防本部発足5周年・訓練施設竣工記念式
- 6月26日 ○消防ポンプ車 新宮町から譲り受ける
- 昭和59年8月31日 ○マイクロバス 古賀町から譲り受ける
- 9月30日 ○職員の派遣解除1名 福岡市消防局（司令補）
- 昭和60年3月31日 ○職員の派遣解除1名 福岡市消防局（司令補）

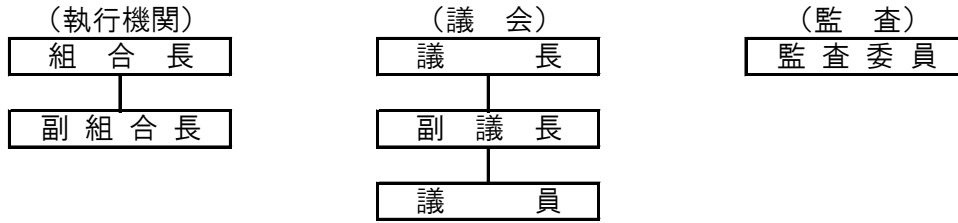
- 昭和60年10月1日 ○派遣職員の交替1名 福岡市消防局（司令）
 11月1日 ○救助工作車配置
- 昭和61年8月8日 ○危険物倉庫設置
 ○高速自動車道における消防相互応援協定締結
- 昭和62年4月1日 ○消防本部・署の組織・名称の変更
 （消防本部警防課に防災救急係、管理係、指令室、指導係を新設、2課7係1室となる）（消防署の警備1係を甲部、警備2係を乙部に名称変更）
 12月5日 ○救急車 福岡県共済農業協同組合連合会から寄贈
- 昭和63年6月25日 ○広報紙の名称を「粕屋北部しょうぼう」に変更
 9月6日 ○消防ポンプ車 日本損害保険協会から寄贈
 10月1日 ○派遣職員の交替1名 福岡市消防局（司令）
- 昭和64年1月1日 ○四代目消防長 船越喜荘就任
- 平成元年4月1日 ○消防本部・署の組織・名称の変更
 （警防課の予防係と指導係の2係をもって予防課を新設3課7係1室とする）
 管理係を防災係に防災救急係を救急救助係に名称変更する
 ○車庫工事竣工
 ○潜水業務開始
 ○よかトピア「梯子乗り」演技参加
 ○福岡県消防相互応援協定締結
- 11月14日 ○消防本部発足10周年記念式
 ○救急車 花鶴福岡ライオンズクラブから寄贈
- 平成2年6月6日 ○マイクロバス配置
- 平成3年3月25日 ○組合規約一部改正
 4月1日 ○二代目組合長 井浦輝彦（新宮町長）就任
 5月1日 ○本部車配置
 9月30日 ○職員の派遣解除1名 福岡市消防局（司令）
 11月1日 ○車庫増築工事竣工
 12月1日 ○25mはしご付消防ポンプ自動車配置
- 平成4年4月1日 ○緊急サイレン吹鳴システム（分団指令）運用開始
 ○粕屋北部消防本部消防吏員襟章制定
 9月9日 ○古賀町緊急福祉通報システム運用開始
 ○救急Ⅱ課程対応拡大9項目運用開始
- 11月1日 ○交替勤務制を変更（3部制試行開始）
 1日 ○署の組織・名称の変更（活動系大隊を2隊から3隊編成にし、名称を一部大隊、二部大隊、三部大隊とした）
- 平成5年1月1日 ○化学消防自動車配置
 2月10日 ○新宮町緊急福祉通報システム運用開始
 8月11日 ○新宮分署庁舎用地取得（1,002.38平方メートル）
- 平成6年3月1日 ○水槽付消防ポンプ自動車配置
 29日 ○新宮分署庁舎竣工式
 ○消防査察車 花鶴福岡ライオンズクラブから寄贈
- 4月1日 ○粕屋北部消防署新宮分署実働開始
 ○完全週休2日制・3部制実施
 5月30日 ○輸送車配置
 8月5日 ○査察車配置
 19日 ○司令車配置
 12月3日 ○救急車 JA福岡共済連から寄贈
- 平成7年2月18日 ○阪神淡路大震災支援のため消防隊派遣
 ~24日
 3月27日 ○三代目組合長 森藤雄（古賀町長）就任
 4月1日 ○五代目消防長 浦野重昭就任
 6月30日 ○緊急消防援助隊発足 消火小隊登録
- 平成7年7月1日 ○防災協会消防庁長官表彰受賞
 10月17日 ○分署長配置（10名体制）

- 平成8年3月19日 ○庁舎増築竣工（体力錬成施設、救急消毒室、車庫、延665.89平方メートル）
○訓練塔改修
- 27日 ○水槽付消防ポンプ自動車更新
- 4月1日 ○高規格救急自動車運用開始
- 8月1日 ○救急救命士実働開始
- 9月6日 ○消防本部の救急医療推進の功績により県知事表彰受賞
- 平成9年1月10日 ○庁舎内部改修工事竣工（延面積357.895平方メートル、指令室87.844平方メートル、議会室59.063平方メートル、見学通路40.24平方メートル）
- 20日 ○庁舎高圧電気改修工事竣工（高圧受電設備6,600V／常用200V、100V、6,600V／動力200V、発電設備55kVA、30kVA指令室専用）
- 2月28日 ○消防緊急通信指令施設工事竣工
- 3月18日 ○水難救助工作車更新
- 31日 ○「庁舎増築工事並びに消防緊急通信指令施設運用開始式」開催
- 4月1日 ○消防緊急通信指令施設運用開始
○組合規約一部改正（組合事務に休日診療所事業が加わり、組合議会の議員定数が2名増（総数8名）となる）
- 10月1日 ○古賀町が市政施行で古賀市となる。
- 5日 ○粕屋北部消防組合休日診療所業務開始
- 22日 ○防災広報車 粕屋北部地区防災協会から寄贈
- 平成10年3月12日 ○救助工作車更新
- 31日 ○職員の派遣解除1名 古賀市役所（事務吏員）
- 4月1日 ○職員の派遣1名 古賀市役所（事務吏員）
- 12月25日 ○四代目組合長 中野昌昭（新宮町長）就任
- 平成11年6月1日 ○高規格救急車を新宮分署に配置
- 7月7日 ○消防本部発足20周年記念式
- 平成12年3月1日 ○水槽付消防ポンプ自動車1台（社）日本損害保険協会から寄贈
- 9月1日 ○新宮分署訓練用地 森林管理署から3,720平方メートル借地
- 12月1日 ○新宮分署2隊20名体制
- 平成13年3月31日 ○新宮分署訓練場・体力錬成室・訓練塔竣工
- 4月1日 ○六代目消防長 白石寛嗣就任
- 5月16日 ○給湯設備設置工事（重油からLPガスに変更）
- 11月8日 ○新宮分署用地（2.22平方メートル）福岡県に売却
- 12月26日 ○第4次粕屋北部消防本部総合計画議会議決
- 平成14年2月22日 ○粕屋北部消防本部エンブレム制定
- 3月29日 ○小型査察車更新
- 6月1日 ○盛夏服準則仕様に更新
- 7月1日 ○LAN構築（本署・分署・休診）
- 10月9日 ○ポスト119号発足式
- 11月1日 ○災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車配置
- 平成15年4月1日 ○パソコン一人1台体制
- 6月1日 ○新防火衣上下式更新
- 7月3日 ○安全功労者消防庁長官表彰受賞
（粕屋北部地区幼年消防クラブ連絡協議会会長 伊豆諒二氏）
- 13日 ○ゴムボート・船外機更新
- 8月29日 ○庁舎玄関防火看板設置工事
- 11月1日 ○高規格救急車更新
- 27日 ○はしご車オーバーホール
- 平成16年4月1日 ○七代目消防長 吉田憲次就任
- 5月20日 ○下水道接続（浄化槽撤去）
- 7月1日 ○テレドーム運用開始
- 10月1日 ○本部・署の組織・名称の変更（救急救助係を救急係とする）
- 平成16年10月31日 ○エアータント購入設置
- 平成17年3月25日 ○マイクロバス更新
- 31日 ○休日診療所歯科診療廃止

- 平成17年 5月30日 ○輸送車更新
- 6月16日 ○粕屋北部消防本部公式ホームページ開設
- 11月1日 ○携帯電話からの119番通報直接受信運用開始
- 25日 ○第8回全国消防広報コンクール ホームページ部門最優秀賞受賞
- 平成18年 4月1日 ○緊急消防援助隊救急小隊登録
- 平成19年 3月31日 ○地方自治法会計管理者制度発足
- 7月1日 ○安全功労者消防庁長官表彰受賞
(粕屋北部地区防災協会会長 石元正男氏)
- パソコン新システム導入
- 12月20日 ○災害対応特殊救急自動車1台購入配置
- 救急車(2B型)1台廃車
- 平成20年 2月21日 ○新宮分署訓練場土地購入 3,805.65平方メートル
- 4月21日 ○本部車廃車 車両20台となる
- 平成21年 6月2日 ○はしご車オーバーホール
- 11月9日 ○指令台改修
- 12月12日 ○新宮タクシー119
- 16日 ○古賀タクシー119
- 平成22年 4月1日 ○八代目消防長 松永憲博就任
- 5月20日 ○本署北側部分グランド舗装工事
- 27日 ○新宮分署屋根塗装工事
- 平成23年 3月11日 ○東日本大震災発生
- 3月14日 ○東日本大震災支援のため消防隊派遣
- ~21日
- 平成23年 4月1日 ○九代目消防長 荒牧文明就任
- 27日 ○五代目組合長 長崎武利(新宮町長)就任
- 10月20日 ○高規格救急車更新
- 平成24年 2月28日 ○本部庁舎耐震・防水改修工事
- 7月13日 ○本部庁舎0Aフロア改修工事
- ~17日
- 25日 ○本署査察車更新
- 11月26日 ○化学車更新
- 司令車更新
- 平成25年 4月12日 ○指令室空調設備改修工事
- 24日 ○訓練塔(南側)防水工事
- 9月27日 ○防災広報車更新
- 11月8日 ○福岡都市圏消防通信指令業務の共同運用に関する基本協定書の締結
- 12日 ○庁舎玄関防火看板改修工事
- 12月4日 ○消防指令管制情報システム共同整備に係る基本設計に関する協定書の締結
- 平成26年 1月31日 ○本署防災倉庫竣工
- 2月25日 ○新宮査察車更新
- 3月12日 ○本署グラウンドアスファルト改修工事
- 26日 ○福岡都市圏消防通信指令業務共同運用のための施設整備等に関する協定書の締結
- 31日 ○はしご車オーバーホール
- 4月1日 ○十代目消防長 仁部義治就任
- 第5次粕屋北部消防本部総合計画(平成26年度~平成35年度)開始
- 5月30日 ○本署・分署空調改修工事
- 31日 ○分署グラウンド舗装工事
- 平成26年11月1日 ○通信指令システム更新
- 11月17日 ○粕北4更新
- 平成27年 4月1日 ○福岡都市圏消防通信指令業務共同運用準備委員会事務局 職員の派遣 1名
- 7月1日 ○本署グラウンド舗装工事
- 消防救急無線デジタル化工事事業現地調査開始
- 10月1日 ○消防救急無線デジタル化工事事業各種工事着工

- 平成27年10月22日 ○新宮救急車更新
12月21日 ○指揮車配置
- 平成28年2月1日 ○消防救急無線デジタルへ切替、試験運用開始
3月1日 ○消防救急無線デジタル化本運用開始
4月1日 ○指揮隊発足
4月14日 ○熊本地震 緊急消防援助隊派遣
~27日
11月30日 ○災害対策室設置工事完了
- 平成29年2月1日 ○救助工作車更新
2月20日 ○公用車車庫改修
3月30日 ○福岡市と粕屋北部消防組合との消防通信指令事務の委託に関する規約の締結
6月1日 ○嘉麻市産業廃棄物火災のため県消防相互応援協定に基づく応援出動
~14日
7月5日 ○安全功労者総務大臣表彰（粕屋北部地区防災協会）
7月6日 ○九州北部豪雨災害のため県消防相互応援協定に基づく応援出動
~27日
9月1日 ○粕屋北部地区防災協会発足30周年記念式
11月28日 ○福岡都市圏消防通信指令業務共同運用開始 共同指令センター 職員の派遣 3名
○災害対策室運用開始
11月30日 ○福岡都市圏消防通信指令業務共同運用準備委員会事務局 職員の派遣解除 1名
- 平成30年3月26日 ○水槽付消防ポンプ自動車(旧粕北2)更新
3月31日 ○指令台撤去、通信指令室廃止（発電設備30kVA撤去）
4月1日 ○十一代目消防長 尾上勉就任
8月20日 ○粕屋北部消防本部マスコットキャラクター「カスホーク」誕生
9月13日 ○安全功労者内閣総理大臣表彰受賞
（粕屋北部地区防災協会会長 渋田輝國）
10月1日 ○福岡県消防防災指導課 職員の派遣 1名
- 平成31年1月7日 ○梯子車更新
○救急普及啓発広報車 一般財団法人救急振興財団から寄贈
2月15日 ○本署消防隊仮眠室・浴室改修工事
3月31日 ○共同指令センター 職員の派遣解除 1名
4月1日 ○緊急消防援助隊特殊装備小隊登録
- 令和元年8月1日 ○庁舎用AED設置
11月1日 ○高規格救急車更新
- 令和2年3月31日 ○共同指令センター 職員の派遣解除 2名
7月4日 ○熊本県南部豪雨 緊急消防援助隊派遣
~14日
9月30日 ○福岡県消防防災指導課 職員派遣解除 1名
10月1日 ○福岡県消防防災指導課 職員派遣 1名
11月29日 ○本部庁舎キュービクル内改修工事（非常用電源全館供給）
- 令和3年2月20日 ○本部庁舎気中負荷開閉器・受電ケーブル交換工事
- 令和4年3月31日 ○福岡県消防防災指導課 職員の派遣解除 1名
11月30日 ○高規格救急車更新(車両本体寄贈)
○新宮分署訓練棟改修
- 令和5年2月28日 ○高規格救急車更新
3月17日 ○支援車更新（水難救助工作車廃車）
4月1日 ○緊急消防援助隊後方支援小隊新規登録、救急小隊追加登録
4月27日 ○六代目組合長 桐島光昭（新宮町長）就任
○福岡都市圏消防指令管制情報システム中間更新
10月1日 ○救急隊増隊
- 令和6年4月1日 ○十二代目消防長 長崎茂幸就任
○第6次粕屋北部消防本部総合計画（令和6年度～令和15年度）開始
○福岡県消防防災指導課 職員派遣 1名

5 消防組合の組織



(1) 執行機関

組合長と副組合長は、各1名で、関係市町の市長及び町長の互選とし、任期は、それぞれ関係市町の長の任期による。

(令和6年4月1日現在)

職名	代位	氏名	就任	退任	備考
組 合 長	初代	許 山 秀 哉	S53.10.25	H2.11.15	古 賀 町 長
	二代	井 浦 輝 彦	H3.4.1	H7.3.27	新 宮 町 長
	三代	森 藤 雄	H7.3.27	H10.12.22	古 賀 町 長
	四代	中 野 昌 昭	H10.12.25	H23.4.26	新 宮 町 長
	五代	長 崎 武 利	H23.4.27	R5.4.26	新 宮 町 長
	六代	桐 島 光 昭	R5.4.27	現 在	新 宮 町 長
副組合長	初代	横 大 路 一	S53.10.25	S54.4.30	新 宮 町 長
	二代	森 駒 雄	S54.5.1	H2.6.15	新 宮 町 長
	三代	井 浦 輝 彦	H2.7.30	H3.3.31	新 宮 町 長
	四代	森 藤 雄	H3.4.1	H7.3.26	古 賀 町 長
	五代	中 野 昌 昭	H7.4.24	H10.12.22	新 宮 町 長
	六代	中 村 隆 象	H10.12.25	H22.12.22	古 賀 市 長
	七代	竹 下 司 津 男	H22.12.23	H26.12.22	古 賀 市 長
	八代	中 村 隆 象	H26.12.23	H30.12.22	古 賀 市 長
	九代	田 辺 一 城	H30.12.22	現 在	古 賀 市 長
収 入 役	初代	渡 栄 一	S53.10.25	S55.6.22	古 賀 町 収 入 役
	二代	城 野 芳 輝	S55.6.23	H4.6.22	古 賀 町 収 入 役
	三代	橘 治 資	H4.6.23	H10.7.31	古 賀 町 収 入 役
	四代	安 武 干 城	H11.4.1	H17.7.31	古 賀 町 収 入 役
	五代	中 村 栄	H17.8.1	H19.3.31	古 賀 市 助 役

※現在、収入役は廃止され、平成19年4月以降は会計管理者制度が発足

(2) 議会

組合議会の議員の定数は8名で、関係市町の議会議長、主管常任委員長及び消防団長をあてるとともに、組合議会は議員のうちから議長及び副議長各1名を選出する。
なお、任期は、関係市町の議会の議員及び消防団長の任期による。

(令和6年4月1日現在)

職名	代位	氏名	就任	退任	備考
議長	初代	井上 威	S53.10.25	S54.4.30	新宮町議会議長
	二代	大井 清光	H54.5.13	H3.5.12	古賀町議会議長
	三代	林 平治	H3.5.27	H7.4.30	新宮町議会議長
	四代	高原 正	H7.5.31	H11.5.12	古賀市議会議長
	五代	赤坂 周	H11.5.31	H15.4.30	新宮町議会議長
	六代	小山 利幸	H15.6.3	H19.5.29	古賀市議会議長
	七代	長崎 武利	H19.6.29	H23.4.26	新宮町議会議長
	八代	奴間 健司	H23.5.27	H27.5.31	古賀市議会議長
	九代	北崎 和博	H27.6.1	R1.5.31	新宮町議会議長
	十代	結城 弘明	R1.6.25	R5.5.12	古賀市議会議長
	十一代	渡 孝二	R5.5.13	現在	古賀市議会議長

組合議会議員名一覧

(令和6年4月1日現在)

職名	氏名	就任	備考
議長	渡 孝二	R5.5.13	古賀市議会議長
副議長	松井 和行	R5.5.1	新宮町議会議長
議員	平木 尚子	R5.5.13	古賀市議会総務常任委員長
	西 健太郎	R5.5.1	新宮町議会総務建設常任委員長
	古賀 誠視	R5.5.13	古賀市議会文教厚生常任委員長
	庵原 伸一	R5.5.1	新宮町議会文教生活常任委員長
	森 裕俊	R4.4.1	古賀市消防団長
	落石 雄一郎	R5.4.1	新宮町消防団長

(3) 監査

監査委員は、組合長が議会の同意を得て組合議会議員及び識見を有する者から1名を選任する。
なお、任期は、議員選出監査委員については、組合議員の任期により、見識を有する者から選任された監査委員については4年である。

(令和6年4月1日現在)

議 員 選 出					識 見 者		
氏名	就任	退任	備考	氏名	就任	退任	
森 静雄	S54.6.1	S56.3.23	新宮町議会	小河 次郎	S54.6.1	S62.5.31	
次郎丸 俊二	S56.9.30	S58.4.30	新宮町議会				
船越 春光	S58.5.28	S62.4.30	新宮町議会				
石橋 徳助	S62.5.22	H3.4.30	新宮町議会	安武 辰巳	S62.6.1	H7.5.31	
高原 正	H3.5.27	H7.5.12	古賀町議会				
洗川 鉄也	H7.6.1	H11.4.30	新宮町議会	半田 彌喜男	H7.6.1	H15.5.31	
田代 昌己	H11.6.1	H15.4.30	新宮町議会				
船越 嘉彦	H15.6.3	H19.5.12	古賀市議会	松尾 哲子	H15.6.3	H19.6.2	
森本 義征	H19.5.13	H23.5.12	古賀市議会				
内場 恭子	H23.5.27	H27.5.31	古賀市議会				
岩井 秀一	H27.6.1	R1.5.12	古賀市議会				
平木 尚子	R1.6.25	現在	古賀市議会				
				芝尾 郁恵	R5.7.15	現在	

6 消防本部及び消防署の状況

(1) 名称

粕屋北部消防本部・粕屋北部消防署

(2) 位置

福岡県古賀市今在家167番地1

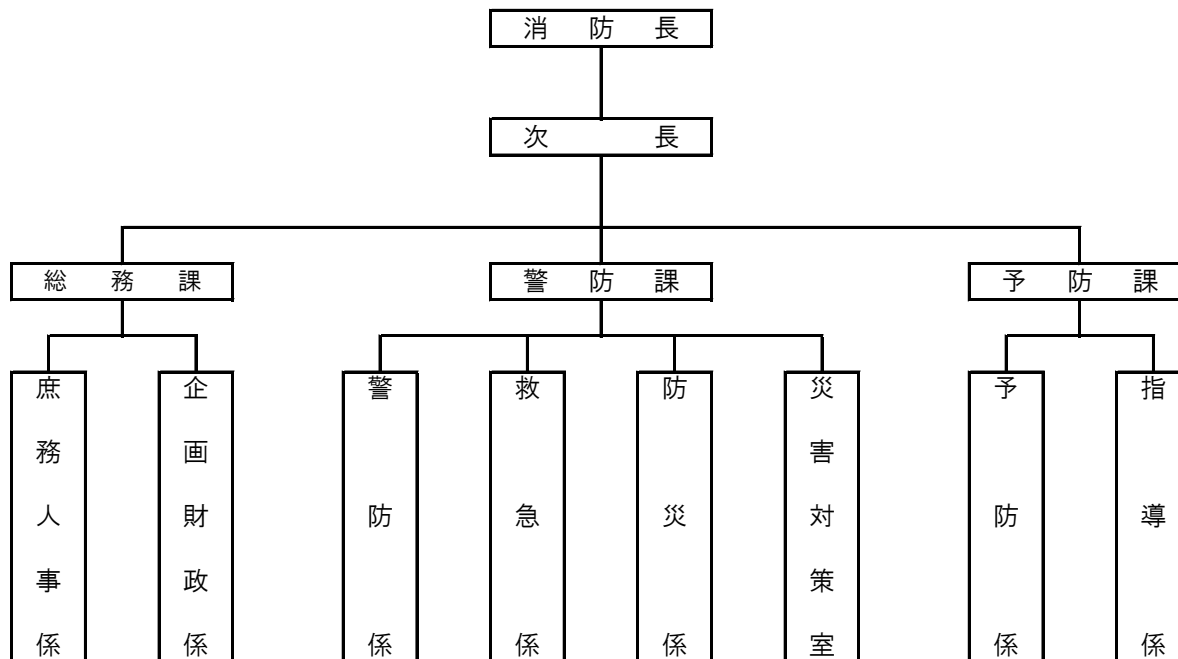
(3) 組織

ア 消防長

(令和6年4月1日現在)

職名	歴代	氏名	就任年月日	退任年月日
消防長	初代	西村 富士夫	S54. 4. 1	S54. 12. 31
	二代	中野 米喜	S55. 1. 1	S56. 4. 20
	三代	森 徹也	S56. 10. 6	S63. 12. 31
	四代	船越 喜荘	S64. 1. 1	H7. 3. 31
	五代	浦野 重昭	H7. 4. 1	H13. 3. 31
	六代	白石 寛嗣	H13. 4. 1	H16. 3. 31
	七代	吉田 憲次	H16. 4. 1	H22. 3. 31
	八代	松永 憲博	H22. 4. 1	H23. 3. 31
	九代	荒牧 丈明	H23. 4. 1	H26. 3. 31
	十代	仁部 義治	H26. 4. 1	H29. 3. 31
	十一代	尾上 勉	H30. 4. 1	R6. 3. 31
	十二代	長崎 茂幸	R6. 4. 1	現在

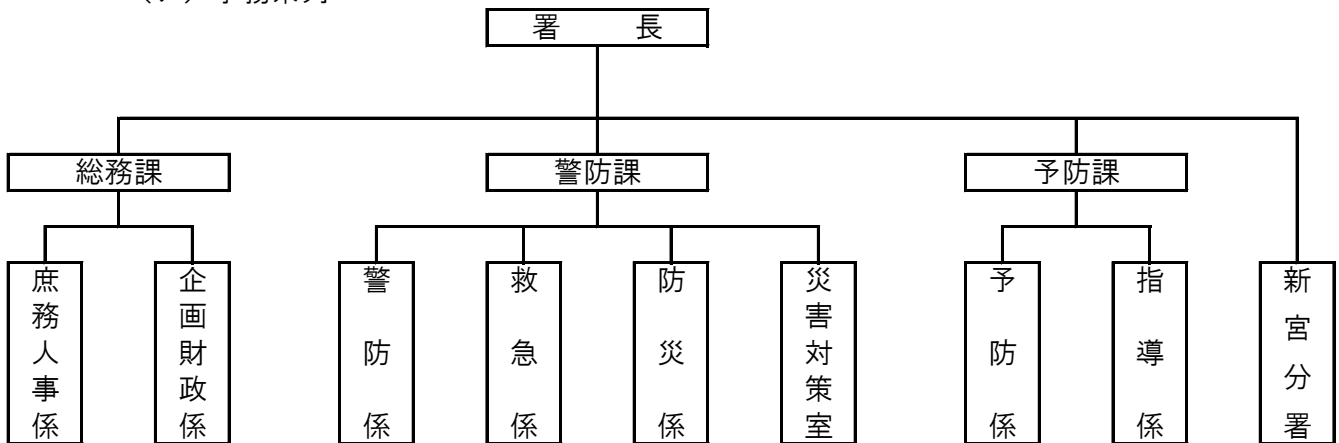
イ 消防本部



ウ 消防署

(令和6年4月1日現在)

(ア) 事務系列



(イ) 活動系列

(令和6年4月1日現在)



エ 庁舎

粕屋北部消防本部及び粕屋北部消防署



福岡県古賀市今在家167番地 1

東経 130度28分32秒
北緯 33度43分20秒
海拔 5.5m

敷地面積 7,509.75㎡

○消防庁舎

構造・階数 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）・3階建て
竣工 昭和55年11月
使用開始 昭和55年12月
建築面積 1,216.735㎡
延べ面積 2,315.91㎡

○訓練塔

延べ面積 45.14㎡

○車庫

延べ面積 60㎡

○少量危険物倉庫

延べ面積 16㎡

○駐輪場

延べ面積 16.40㎡

○防災倉庫

延べ面積 142.74㎡

○資機材洗浄乾燥場

延べ面積 14㎡

●主な設備

高圧受電設備（6600V）
発電設備①（55KVA）
発電設備②（10KVA）
照明塔（6KW×2）

粕屋北部消防署新宮分署



福岡県粕屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番2号

東 経 130度26分43秒
北 緯 33度42分49秒
海 抜 3.8m

敷地面積 4,805.81㎡

○消防庁舎

構造・階数 鉄筋コンクリート造（一部鉄筋造）・2階建て
竣工 平成6年3月20日
使用開始 平成6年4月1日
建築面積 280.89㎡
延べ面積 392.19㎡

○体力錬成室

延べ面積 40.70㎡

○車庫

延べ面積 37㎡

○訓練塔

延べ面積 51.3㎡

○駐輪場

●主な設備

照明塔（6KW×2）



新宮高等学校作

(1) 消防本部

総務課庶務人事係

- 1 組合議会に関する事。
- 2 消防本部の組織、制度及び職務権限に関する事。
- 3 消防長の秘書に関する事。
- 4 交際及び渉外に関する事。
- 5 庁議に関する事。
- 6 幹部会に関する事。
- 7 消防職員委員会に関する事。
- 8 儀式、ほう賞及び表彰に関する事。
- 9 公告式に関する事。
- 10 条例、規則、規程等の審査及び公布に関する事。
- 11 例規集の編集及び管理に関する事。
- 12 文書に関する事。
- 13 公印に関する事。
- 14 職員の任免、服務、分限、懲戒その他身分に関する事。
- 15 職員の福利厚生及び安全衛生に関する事。
- 16 職員の退職手当組合、共済組合及び互助会に関する事。
- 17 職員の公務災害に関する事。
- 18 職員の研修及び教養に関する事。
- 19 職員の職務能率に関する事。
- 20 消防体育に関する事。
- 21 職員の給与及び旅費に関する事。
- 22 所得税の源泉徴収及び県市町民税の特別徴収に関する事。
- 23 職員の児童手当に関する事。
- 24 審査請求、訴願、訴訟、和解調停及びその事務の調整に関する事。
- 25 消防本部の庶務に関する事。
- 26 他の課に属さない事務に関する事。

総務課企画財政係

- 1 消防本部の基本構想及び総合計画の策定に関する事。
- 2 事務事業等の企画及び調整に関する事。
- 3 消防史及び記録統計の編纂に関する事。
- 4 消防広報・広聴活動の企画及び実施、その他広報刊行物の編集及び発行に関する事。
- 5 財務計画及び財務制度の管理運営に関する事。
- 6 予算・決算その他財政一般に関する事。
- 7 消防組合債及び国県補助金に関する事。
- 8 契約の制度に関する事。
- 9 財産に関する事。
- 10 物品及び物件の出納保管に関する事。
- 11 手数料の徴収に関する事。
- 12 補助金の交付に関する事。
- 13 支出負担行為の確認に関する事。
- 14 指定金融機関等に関する事。
- 15 庁舎管理及び庁舎の維持補修に関する事。
- 16 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関する事。
- 17 寄附採納に関する事。
- 18 被服等に関する事。
- 19 消防組合監査に関する事。

警防課警防係

- 1 消防部隊の運用、火災防ぎょ活動及び救助活動の基本方針に関する事。
- 2 警防態勢に関する事。
- 3 火災防ぎょ活動技術及び救助活動技術の研究並びに指導に関する事。
- 4 火災防ぎょ及び救助に係る訓練・教養に関する事。
- 5 火災防ぎょ活動及び救助活動の監査並びに効果評定に関する事。
- 6 訓練等の安全管理体制に関する事。
- 7 指定洞道等の指定に関する事。
- 8 火災の調査に関する事。
- 9 消防警戒区域立入許可に関する事。
- 10 消防警備に関する事。
- 11 火災及び救助に係る統計並びに情報に関する事。
- 12 消防水利の運用に関する事。
- 13 開発行為の協議に関する事。
- 14 潜水員の資格及び技能管理に関する事。
- 15 課内事務事業等の調整に関する事。
- 16 課内庶務に関する事。

警防課救急係

- 1 救急業務の基本方針に関する事。
- 2 救急に係る訓練・教養に関する事。
- 3 救急活動技術の研究及び指導に関する事。
- 4 救急活動の監査並びに効果評定に関する事。
- 5 救急隊員の資格及び技能管理に関する事。
- 6 救急医療関係機関との連絡調整に関する事。
- 7 住民の救急相談及び救急指導に関する事。
- 8 救急に係る統計及び情報に関する事。
- 9 救急機械器具、装備及び資器材の整備並びに管理に関する事。
- 10 救急活動の検証に関する事。

警防課防災係

- 1 防災対策に関する事。
- 2 防災に係る訓練・教養に関する事。
- 3 防災活動技術の研修及び指導に関する事。
- 4 防災活動の監査及び効果評定に関する事。
- 5 消防団との協力及び連絡調整に関する事。
- 6 防災関係機関との連絡調整に関する事。
- 7 地域防災組織に関する事。
- 8 自然災害に係る統計及び情報に関する事。
- 9 消防機械器具、装備及び資器材の整備、管理並びに開発に関する事。
- 10 機関員の資格及び技能管理に関する事。
- 11 車両の運行管理に関する事。
- 12 交通事故の処理に関する事。

警防課災害対策室

- 1 災害の受付及び情報収集に関する事。
- 2 消防通信に関する事。
- 3 福岡市消防局（情報管理課及び共同指令センター）との協議等に関する事。
- 4 車両動態の管理に関する事。
- 5 関係機関との連絡調整に関する事。
- 6 消防相互応援及び受援に関する事。
- 7 通信指令機器の整備、操作、点検、監視及び維持管理に関する事。
- 8 災害等に関する情報管理及び火災警報に関する事。
- 9 気象に関する事。
- 10 NET119及びeメール119の登録手続きに関する事。
- 11 庁内放送に関する事。
- 12 報道対応に関する事。
- 13 災害即報に関する事。
- 14 無線免許の更新及び免状の管理に関する事。
- 15 庁内電話交換に関する事。

予防課予防係

- 1 危険物製造所等に係る許可、認可及び届出に関すること。
- 2 危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に関すること。
- 3 危険物製造所等の火災予防措置に関すること。
- 4 危険物製造所等の違反処理に関すること。
- 5 危険物流出等の事故（火災を除く。）の原因調査に関すること。
- 6 少量危険物及び指定可燃物の規制の指針等に関すること。
- 7 圧縮アセチレンガス等の火災予防措置に関すること。
- 8 液化石油ガス貯蔵施設等の意見書交付に関すること。
- 9 防火管理に関すること。
- 10 たき火又は喫煙の制限区域の指定に関すること。
- 11 防火思想の普及宣伝に関すること。
- 12 自衛消防組織の育成指導に関すること。
- 13 防災協会等の自主防火組織の育成指導に関すること。
- 14 住民等の防火安全に関すること。
- 15 課内庶務に関すること。

予防課指導係

- 1 建築確認等の同意事務の指針に関すること。
- 2 消防用設備等の設置等の指針に関すること。
- 3 防災規制の指針及び防災登録の意見に関すること。
- 4 火気使用設備等の規制の指針に関すること。
- 5 建築物等に係る防火安全に関すること。
- 6 防火対象物の立入検査に関すること。
- 7 消防用設備等点検報告制度の指針に関すること。
- 8 防火対象物の違反処理に関すること。
- 9 防火・防災管理対象物定期点検報告に関すること。

(2) 消防署

総務課庶務人事係

- 1 署長の秘書に関すること。
- 2 文書の收受、発送及び整理に関すること。
- 3 人事管理に関すること。
- 4 服務に関すること。
- 5 庶務に関すること。
- 6 他の課に属さない事務に関すること。

総務課企画財政係

- 1 経理に関すること。
- 2 広報に関すること。
- 3 署内事務事業等の企画及び調整に関すること。

警防課警防係

- 1 警防体制の確保及び調整に関すること。
- 2 火災防ぎよに係る訓練計画の樹立及び訓練の実施に関すること。
- 3 火災の調査に関すること。
- 4 り災証明に関すること。
- 5 粕屋北部消防組合火災予防条例（昭和54年粕屋北部消防組合条例第20号。以下「条例」という。）第45条（第3号を除く。）に基づく届出に関すること。
- 6 条例第45条の2に基づく届出に関すること。
- 7 消防警備の実施に関すること。
- 8 消防水利の調査及び保全に関すること。
- 9 救助に係る訓練計画の樹立及び訓練の実施に関すること。
- 10 課内庶務に関すること。

警防課救急係

- 1 救急に係る訓練計画の樹立及び訓練の実施に関する事。
- 2 救急の証明に関する事。
- 3 救急警備の実施に関する事。
- 4 住民の救急相談及び救急指導に関する事。
- 5 救急資器材等の管理に関する事。
- 6 救急活動の検証に関する事。

警防課防災係

- 1 防災に係る訓練計画の樹立及び訓練の実施に関する事。
- 2 地域防災組織の指導に関する事。
- 3 消防活動資器材等備品の管理に関する事。

災害対策室

- 1 通信指令機器の操作訓練に関する事。
- 2 無線従事者の資格に関する事。
- 3 消防団出動に関する連絡調整に関する事。
- 4 非常招集に関する事。
- 5 警防本部、指揮本部の運営等に関する事。
- 6 自然災害発生時の部隊運用等に関する事。

予防課予防係

- 1 圧縮アセチレンガス等の届出に関する事。
- 2 危険物施設等の保安指導に関する事。
- 3 少量危険物、指定可燃物の規制に関する事。
- 4 火気使用設備等の規制に関する事。
- 5 防火管理に係る届出等及び育成指導に関する事。
- 6 屋外の火災予防措置に関する事。
- 7 住民等の防火指導等に関する事。
- 8 課内庶務に関する事。

予防課指導係

- 1 消防同意等に関する事。
- 2 消防用設備等に係る届出・検査等に関する事。
- 3 防災規制に関する事。
- 4 防火対象物の立入検査の実施等に関する事。
- 5 消防用設備等の点検報告に関する事。
- 6 防火対象物の火災予防措置に関する事。
- 7 防火・防災管理対象物の定期点検報告に関する事。

新宮分署

- 1 消防活動及び救急活動等に係る訓練の実施に関する事。
- 2 火災予防条例第44条第13号に基づく届出に関する事。
- 3 火災予防条例第45条に基づく届出に関する事。
- 4 火災予防条例第45条の2に基づく届出に関する事。
- 5 火災の調査に関する事。
- 6 消防警備及び救急警備に関する事。
- 7 住民の救急相談及び救急指導に関する事。
- 8 災害活動資器材等の管理及び整備に関する事。
- 9 消防水利の調査及び保全に関する事。
- 10 屋外の火災予防措置に関する事。
- 11 住民等の防火指導に関する事。
- 12 防火対象物の立入検査の実施等に関する事。
- 13 消防用設備等の点検報告に関する事。
- 14 消防対象物等の防火安全指導等に関する事。
- 15 即時通報の承認申請等に関する事。
- 16 分署内庶務に関する事。
- 17 その他所属長が必要と認める事務に関する事。

8 令和5年度中の主な行事

4

- 6、13、14日 防災協会新入社員講習会
- 11日 福岡県消防職員意見発表会（福岡市）
- 19日 相島BFC入団式
- 21日 第1回粕屋北部消防連絡協議会



（防災協会新入社員講習会）

5

- 19日 福岡県消防団長会総会
- 26日 福岡県消防救助技術指導会（嘉麻市）
- 28日 福岡県総合防災訓練（朝倉市）

6

- 2日 防災協会総会
- 6日 危険物従事者研修会
- 11日 古賀市消防操法大会
- 18日 公募普通救命講習会
- 22、23日 甲種防火管理新規講習会
- 25日 新宮町消防操法大会



（福岡県消防救助技術指導会に向けた訓練）

7

- 14日 粕屋北部消防組合議会第1回臨時会
- 16日 公募普通救命講習会
- 21日 九州地区消防救助技術指導会（宮崎県宮崎市）
- 25、30日 防火管理研修会
- 25日 決算審査・定期監査

8

- 13日 公募普通救命講習会
- 25日 全国消防救助技術大会（北海道札幌市）



全国消防救助技術大会出場
ロープブリッジ救出2チーム ほふく救出1チーム

9

- 3日 福岡県女性消防操法大会
- 10日 公募普通救命講習会
- 29日 危険物取扱者試験準備講習会
福岡都市圏消防本部火災防ぎよ合同訓練

10

- 8日 公募普通救命講習会
- 15日 令和5年度職員採用試験
古賀市健康福祉まつり
- 20日 防災協会訓練競技会
- 27日 第2回粕屋北部消防連絡協議会

11

- 3日 まつり新宮・防災協会消防フェスタ
- 5日 公募普通救命講習会
- 9日～15日 秋季火災予防運動
- 9日 街頭防火広報・防火パレード
- 23日 イオンモール福津大規模災害合同訓練
- 24日 相島BFC退団式
- 25、26日 緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練（飯塚市等）

12

- 3日 公募普通救命講習会
- 9日 まちかど消防フェスタ（サンリブ古賀）
- 25日 粕屋北部消防組合議会第2回定例会



公募普通救命講習会

1

- 7日 粕屋北部消防本部・新宮町消防団合同出初式
- 12日 乙種防火管理講習会
- 21日 公募普通救命講習会



粕屋北部消防本部・新宮町消防団合同出初式

2

- 8、9日 甲種防火管理新規講習会
- 9日 福岡県央地区救助研修会（事例発表）
- 13日 粕屋北部消防組合議会第1回定例会
- 16日 粕屋北部消防本部職員意見発表会
- 16日 第3回粕屋北部消防連絡協議会
- 18日 公募普通救命講習会

3

- 1～7日 春季火災予防運動
- 1日 街頭防火広報・防火パレード
甲種防火管理再講習
- 2日 防災フェスタ（IKEA新宮）
- 17日 公募普通救命講習会
- 29日 消防長退任式



総務

1 人事	21
(1) 職員定数と実員	21
(2) 職員の階級別勤務年数	21
(3) 職員の階級別年齢	22
2 消防力の整備状況	23
3 教養・研修	24
(1) 職員の学校研修委託状況	24
(2) 職場研修	24
(3) 職員の特殊技能資格保有状況	25
4 財政	26
(1) 令和5年度事業の主な成果	26
(2) 令和5年度粕屋北部消防組合 一般会計予算及び決算状況	26
ア 歳入	26
イ 歳出	26
ウ 歳入歳出差引	26
エ 組合分担金の状況	27
オ 組合分担金の推移 歳入歳出決算額内訳及び歳出性質別グラフ	28
(3) 決算の推移	29
ア 歳入歳出状況	29
イ 決算歳出性質別状況	29
(4) 予算、人口及び職員数の推移	30

1 人事

(1) 職員定数と実員

(令和6年4月1日現在) (単位:人)

階級	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	事務員	計
定員	110 (階級別定数規定なし)								110
実員	1	5	9	19	43(2)	1	28		106(2)

※1 再任用を除いて104人

※2 ()は暫定再任用短時間勤務職員数

(2) 職員の階級別勤務年数

(令和6年4月1日現在) (単位:人)

階級 勤続年数	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	事務員	計
0年～4年							14		14
5年～9年					6		10		16
10年～14年					16		4		20
15年～19年				3	3				6
20年～24年			2	3	2				7
25年～29年			4	8	3	1			16
30年～34年		2	3	4	7				16
35年以上	1	3		1	6(2)				11(2)
合計	1	5	9	19	43(2)	1	28		106(2)
平均勤続年数	40年	35年 9月	28年 2月	26年 5月	20年 2月	25年	4年 7月		19年 11月

※1 再任用を除いて104人

※2 ()は暫定再任用短時間勤務職員数

(3) 職員の階級別年齢

(令和6年4月1日現在) (単位:人)

階級 年齢	消防吏員							事務吏員	計
	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士		
18							1		1
19							1		1
20									
21							3		3
22							3		3
23							2		2
24							3		3
25							2		2
26							1		1
27							2		2
28					1		1		2
29					4		3		7
30					1				1
31					1		1		2
32					3		2		5
33					4				4
34					3		2		5
35					4		1		5
36					1				1
37					1				1
38									
39				2					2
40					1				1
41				1	1				2
42					1				1
43									
44				1					1
45				1		1			2
46			2	3					5
47			1	2	3				6
48									
49			2	1	1				4
50				1	3				4
51			2	3	1				6
52		2	1						3
53		1	1	1					3
54				2	1				3
55				1	3				4
56									
57					1				1
58	1	1			1				3
59		1							1
60					1				
61									
62									
63					(1)				(1)
64					(1)				(1)
計	1	5	9	19	43(2)	1	28		106(2)
平均(歳月)	58歳 7月	55歳 2月	49歳 6月	48歳 3月	42歳	45歳 2月	26歳 5月		42歳 1月

※ () は暫定再任用短時間勤務職員

2

消防力の整備状況

(令和6年4月1日現在)

区分			車両等			人員							
			基準 台数	現有 台数	不 足 数	基準 台数に対する 人員の基準	現有 台数に対する 人員の基準	現有 人数	不足数		充足率 (%)		
									対 基準	対 現有	対 基準	対 現有	
警 防 要 員	消防隊員	指揮車	1	1	0	9	9	79	50	32	62	72	
		消防ポンプ自動車	4	4	0	60	60						
		はしご自動車	1	1	0	乗換運用							
		化学自動車	1	1	0	消防ポンプ 自動車を換算							
		特殊車等	4	4	0	乗換運用							
	救急隊員	救急自動車	5	3	2	45	27						
	救助隊員	救助工作車	1	1	0	15	15						
通信員					3	3	3(1)	災害対策室勤務者					
非常用消防ポンプ自動車		1	1	0									
非常用救急自動車		1	2	0									
小計			19	18	1	132	114	82(1)	50	32			
予防要員					20		9	予防課毎日勤務者					
庶務の処理等の人員					14		14	消防長・分署長・総務課（総務課付新任者含）警防課毎日勤務者					
小計						34		23					
合計						166		105(1)					

※（ ）は暫定再任用短時間勤務職員（1/2勤務）で2人を1人として計上。

3 教養・研修

消防業務の特殊性を鑑み、知識の習得、体力及び技術の練磨、さらには消防精神と人間性の涵養等を通じ、よき消防人を育成していくことを教養研修の課題としており、委託研修や部内教養を実施し、災害の多様化に伴う質的量的変化に対応できるように職員の資質の向上を図っている。

(1) 職員の学校研修委託状況

(令和5年度中)

区分	教養科目	人員	目的
福岡県消防学校	初 任 教 育	3	消防職員としての基礎的教育訓練
	救 急 科	3	救急隊員としての基礎的な知識・技術の習得
	初級幹部科（A）	1	初級幹部（消防士長）として必要な指導力・判断力の習得
	初級幹部科（B）	1	初級幹部（消防司令補）として必要な指導力・判断力の習得
	中 級 幹 部 科	1	迅速かつ的確な意思決定により、上司の補佐及び部下の指揮監督を行い、組織を管理運営能力の習得
	水 難 実 務 研 修	1	潜水救助に必要な知識技術を習得
	救 助 科	1	救助活動に係る最新の専門的知識及び専門的で高度な技能、技術を習得
	警 防 実 務 研 修	1	警防業務に関する専門的知識及び技能の習得
	予 防 査 察 科	1	予防・査察業務に関する専門的知識及び技能を習得
	特 殊 災 害 科	1	災害現場において、効果的な消防戦術を指揮できる能力の習得
消防大学	幹 部 科	1	幹部としての必要な指導力・判断力の習得
福岡県市町村職員研修	契 約 事 務 研 修	1	各契約事務処理の根拠や専門的知識の習得
	地 方 公 務 員 法 研 修	1	地方公務員法の解釈・運用を学び、職務遂行上必要な基礎理論を修得し、行政の能率的な運営に繋げる。
	コ ー チ ン グ 研 修	1	組織目標達成に向けた活力のある人材育成につなげる。
	給与事務新任者研修	1	給与手配における、法的な仕組みと運用に関わる基礎力の習得
	一般職員研修	1	チーム（職場）における自分の役割を認識し、自分自身だけでなく組織全体の仕事効率を高めるスキルの習得。
	法制執務基礎研修	1	法制度の概要や法令の立案・解釈・知識の習得。
	OJT研修（一般）	1	新任者や後輩を職場でサポートするために、OJTの意義、仕組みを理解した上で、OJTの実践を通じ、職場での活用を図る。
	OJT研修（管理監督）	1	職場での継続的な人材OJTの意義、仕組みを理解した上で、OJTの実践を通じ、職場での活用を図る。
	リーダーのためのレジリエンス研修	1	自分の感情をコントロールできるようになり、自信を持ち自尊心を高められるようになる。
救急救命士九州研修所	救 急 救 命 士 養 成 研 修	1	救急救命士制度に伴う高度な知識・技術の習得

(2) 職場研修

業務に直結した専門的な知識技能の習得を図るため、外部研修に参加した職員による未参加職員へのフィードバック研修を定期的に行い、外部講師による人権研修や、昨今注目されているハラスメント問題に対応するため、ハラスメント研修を実施している。

(3) 職員の特殊技能資格保有状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		人	
自動車免許	普通自動車免許	11	
	準中型自動車免許	1	
	中型自動車免許限定	8(1)	
	中型自動車免許	10	
	大型自動車免許	76(1)	
消防活動	救急救命士	31(1)	
	玉掛	55(1)	
	小型移動式クレーン	47	
	巻上げ機ウインチ	44	
	潜水士免許	97(1)	
	ガス溶接技能者	30(1)	
	小型船舶免許	30(1)	
業指務令	無線従事者免許	84(2)	
業本務部	衛生管理者	(I)	1
		(II)	3
予防業務	予防技術資格者	(防火査察)	31
		(設 備)	12
		(危 険 物)	14

※ () は暫定再任用短時間勤務職員

4 財政

(1) 令和5年度事業の主な成果

- ・ 福岡都市圏消防通信指令業務共同運用事業 (66,613千円)
(共同運用委託料)
- ・ 福岡都市圏消防通信指令業務共同運用事業 (133,808千円)
(消防指令管制情報システム中間更新負担金)
- ・ 庁舎維持補修事業 (1,540千円)
(本部庁舎トイレ改修工事請負費)
- ・ 職員管理事業 (17,765千円)
(防火衣85セット更新費)

(2) 令和5年度粕屋北部消防組合一般会計予算及び決算状況

ア 歳入

(単位：千円)

款	項	当初予算	予算現額(A)	決算額(B)	比較(B)-(A)
1 分担金及び負担金	1 分担金	1,106,448	1,106,448	1,106,448	0
2 使用料及び手数料	1 手数料	1,443	1,443	1,328	△ 115
	2 使用料	14	14	13	△ 1
3 財産収入	1 財産収入	558	558	239	△ 319
4 繰入金	1 繰入金	1,388	13,992	13,992	0
5 繰越金	1 繰越金	10,000	19,464	19,464	0
6 諸収入	1 雑収入	18,131	18,131	17,145	△ 986
7 組合債	1 組合債	135,300	135,300	135,300	0
8 寄附金	1 寄附金	0	0	0	0
歳入合計		1,273,282	1,295,350	1,293,929	△ 1,421

イ 歳出

(単位：千円)

款	項	当初予算	予算現額(A)	決算額(B)	比較(B)-(A)
1 議会費	1 議会費	815	1,138	929	△ 209
2 総務費	1 総務管理費	63,053	68,699	67,479	△ 1,220
	2 監査委員費	146	146	118	△ 28
3 消防費	1 消防費	1,115,950	1,132,875	1,113,945	△ 18,930
4 公債費	1 公債費	88,318	88,431	88,430	△ 1
5 予備費	1 予備費	5,000	4,061	0	△ 4,061
歳出合計		1,273,282	1,295,350	1,270,901	△ 24,449

ウ 歳入歳出差引

(単位：千円)

歳入歳出差引残額	23,028
----------	--------

エ 組合分担金の状況

(単位：千円、%、人)

構成市町別	決算額	内 訳		割合	組合負担金 人口1人当り	(参考) 人口割算出基礎の人口 (R4. 10. 1現在)
		均等割	人口割			
古賀市	668,407	138,306	530,101	60.4	11,263	59,346
新宮町	438,041	138,306	299,735	39.6	13,054	33,556
計	1,106,448	276,612	829,836	100	(合計平均) 11,910	92,902
割 合	100	25	75			

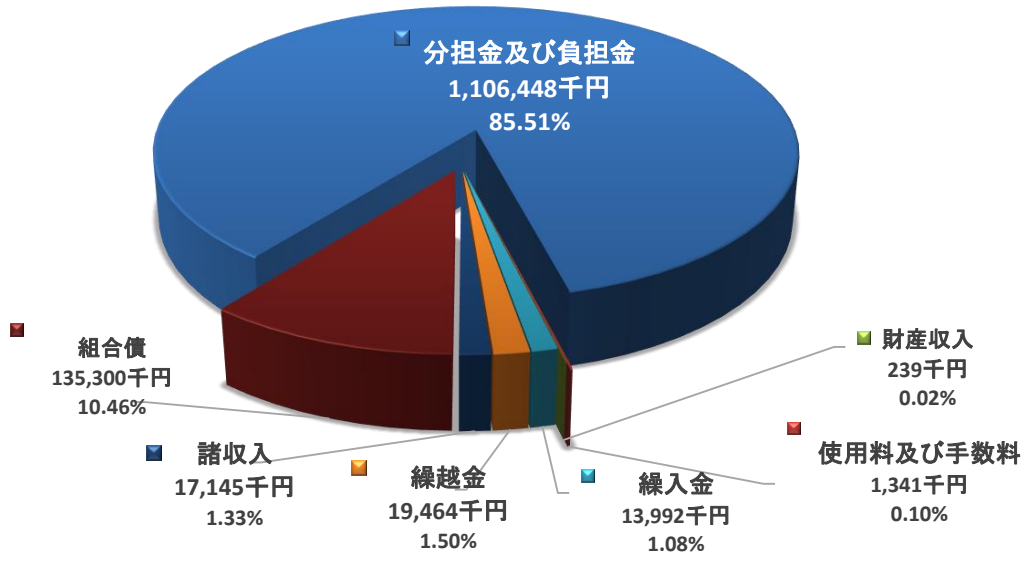
オ 組合分担金の推移

(単位：千円、%)

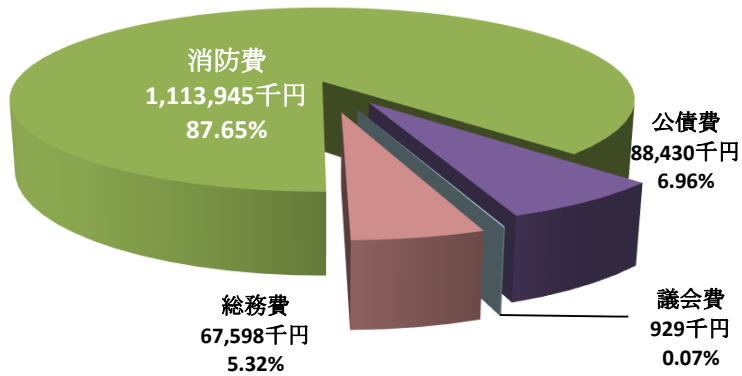
区分	構成市町別	常備消防費 (A)	基準財政需要額 (B)	基準財政需要額に対する負担金の割合 (A/B×100)
令和5年度	古賀市	668,407	746,235	89.6
	新宮町	438,041	497,444	88.1
	計	1,106,448	1,243,679	89.0
令和4年度	古賀市	667,688	761,284	87.7
	新宮町	437,036	508,798	85.9
	計	1,104,724	1,270,082	87.0
令和3年度	古賀市	654,253	733,408	89.2
	新宮町	427,664	468,722	91.2
	計	1,081,917	1,202,130	90.0
対年度増減割合比較	古賀市	2.1	3.8	—
	新宮町	2.2	8.6	—
	計	2.1	5.7	—

歳入歳出決算額内訳及び歳出性質別グラフ

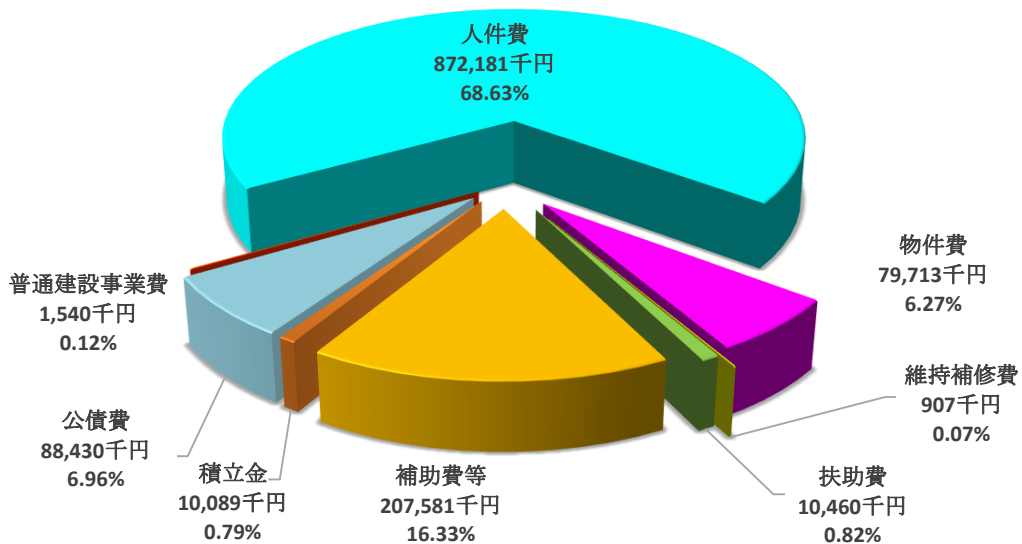
歳入



歳出



決算歳出性質別



(3) 決算の推移

ア 歳入歳出状況

(単位：千円)

区分	費目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	分担金及び負担金	1,008,869	1,071,662	1,081,917	1,104,724	1,106,448
	使用料及び手数料	2,092	1,634	2,171	1,573	1,341
	国庫支出金	0	545	0	0	0
	寄附金／財産収入	(財産収入) 2,013	(財産収入) 708	10 / 725	10 / 607	0 / 239
	繰入金	9,665	15,228	31,424	18,825	13,992
	繰越金	18,203	18,453	20,978	17,282	19,464
	諸収入	59,780	15,379	16,238	15,596	17,145
	組合債	133,300	0	2,800	60,500	135,300
	歳入合計	1,233,922	1,123,609	1,156,263	1,219,117	1,293,929
歳出	議会費	616	589	577	827	929
	総務費	114,592	84,338	86,789	68,325	67,597
	消防費	1,018,710	888,629	919,990	998,934	1,113,945
	公債費	85,253	129,075	131,625	131,567	88,430
	歳出合計	1,219,171	1,102,631	1,138,981	1,199,653	1,270,901
差引 (歳入合計-歳出合計)		14,751	20,978	17,282	19,464	23,028

イ 決算歳出性質別状況

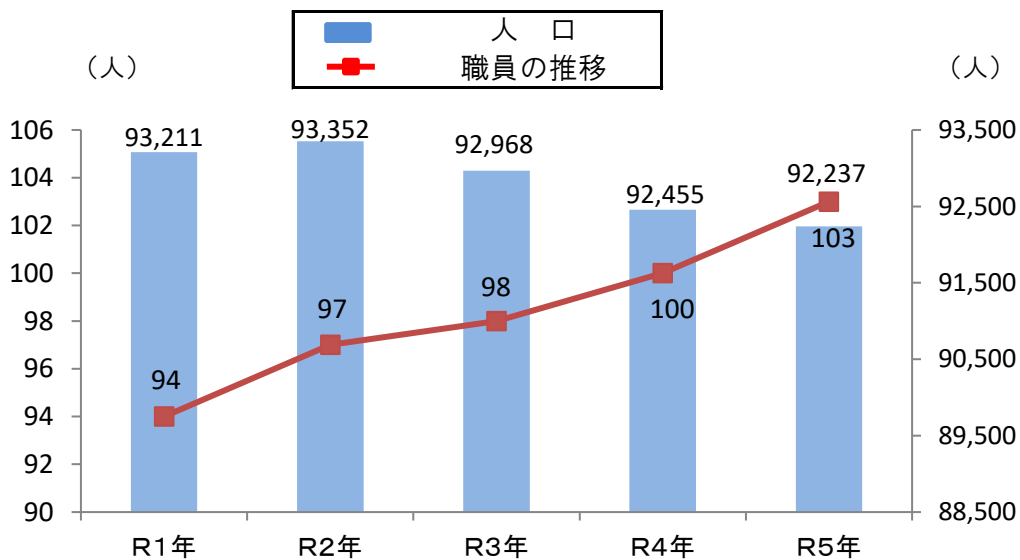
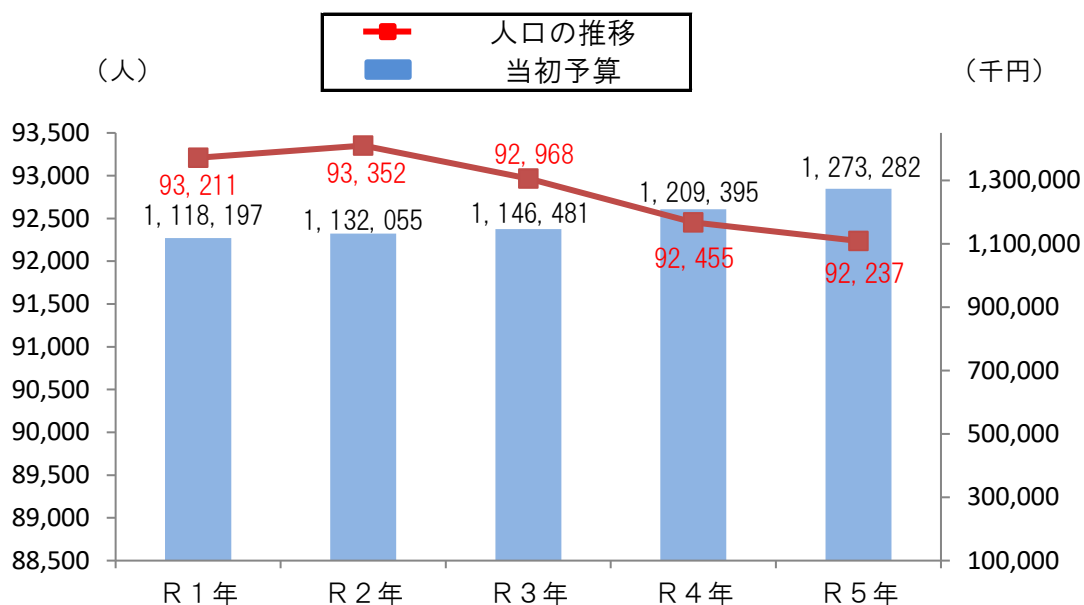
(単位：千円、%)

区分	性質別	決算額	人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等	積立金	公債費	普通建設事業費
		令和5年度	歳出合計	1,270,901	872,181	79,713	907	10,460	207,581	10,089
	割合	31.4		6.3	0.1	0.8	16.3	0.8	7.0	0.1
	対前年増減額	71,248	45,224	13,760	△ 1,922	220	127,477	850	△ 43,137	△ 71,224
	対前年割合増減	—	5.5	20.9	△ 67.9	2.1	159.1	9.2	△ 32.8	△ 97.9
令和4年度	歳出合計	1,199,653	826,957	65,953	2,829	10,240	80,104	9,239	131,567	72,764
	割合	100.0	68.9	5.5	0.2	0.9	6.7	0.8	11.0	6.1
	対前年増減額	60,672	1,036	3,153	911	△ 350	541	△ 1,848	△ 58	57,287
	対前年割合増減	—	0.1	5.0	47.5	△ 3.3	0.7	△ 16.7	△ 0.0	370.1
令和3年度	歳出合計	1,138,981	825,921	62,800	1,918	10,590	79,563	11,087	131,625	15,477
	割合	100.0	72.5	5.5	0.2	0.9	7.0	1.0	11.6	1.4
	対前年増減額	36,110	15,396	3,298	△ 585	410	△ 816	380	2,550	15,477
	対前年割合増減	—	1.9	5.5	△ 23.4	4.0	△ 1.0	3.5	2.0	—
令和2年度	歳出合計	1,102,871	810,525	59,502	2,503	10,180	80,379	10,707	129,075	0
	割合	100.0	73.5	5.4	0.2	0.9	7.3	1.0	11.7	0.0
	対前年増減額	1,436	5,264	△ 6,183	1,883	325	3,966	△ 9,746	53,362	△ 47,435
	対前年割合増減	—	0.7	△ 9.4	303.7	3.3	5.2	△ 47.7	70.5	△ 100.0
令和元年度	歳出合計	1,101,435	805,261	65,685	620	9,855	76,413	20,453	75,713	47,435
	割合	100.0	73.1	6.0	0.1	0.9	6.9	1.9	6.9	4.3
	対前年増減額	△ 117,736	5,440	△ 2,070	△ 8,858	10	9,074	△ 8,617	△ 9,540	△ 103,175
	対前年割合増減	—	0.7	△ 3.1	△ 93.5	0.1	13.5	△ 29.6	△ 11.2	△ 68.5

(4) 予算、人口及び職員数の推移

(人口、世帯数は年度末の3月31日現在)
(単位：千円、人、世帯、円)

年度	一般会計予算額 (当初予算)	人 口		世 帯		職員数	職員一人 当りの人口数
		人口数	人口一人当り の 予 算 額	世帯数	一世帯当り の 予 算 額		
令和5年度	1,273,282	92,237	13,804	40,737	31,256	103	896
令和4年度	1,209,395	92,455	13,081	40,250	30,047	100	925
令和3年度	1,146,481	92,968	12,332	40,017	28,650	98	949
令和2年度	1,132,055	93,352	12,127	39,519	28,646	97	962
令和元年度	1,118,197	93,211	11,996	39,519	28,295	94	992





予防

1	予防規制事務	31
	(1) 危険物規制・指導	31
	ア 危険物施設の現況	31
	イ 危険物関係許認可等処理状況	32
	ウ 危険物各種届出等処理状況	33
	エ 危険物施設査察実施状況	33
	オ 危険物取扱従事者研修会	33
	(2) 建築同意事務	34
	ア 同意処理状況	34
	イ 着工届・設置届状況	34
	ウ 事前相談	34
	(3) 政令等に基づく届出処理状況	35
2	予防査察	36
	(1) 防火対象物現況及び予防査察実施状況	36
	(2) 中高層建物（4階以上）状況	37
3	自主防火管理体制の確立	38
	(1) 防火管理講習	38
	(2) 自衛消防隊員指導及び避難・消火訓練指導	38
4	予防広報	39
	主な火災予防広報実施状況	39
5	粕屋北部地区防災協会	40
	(1) 目的	40
	(2) 令和5年度の主な行事	40
6	粕屋北部地区幼年消防クラブ連絡協議会	41
7	民間の「自主防災組織」	42
	(1) 相島少年消防クラブ（BFC）	42
	(2) 相島婦人防火クラブ	43

1

予防規制事務

(1) 危険物規制・指導

危険物による災害を未然に防止するため、消防法、危険物の規制に関する政省令の定めるところにより、危険物施設等に対する基準適合の徹底を図るとともに、立入検査、保安教育及び訓練等の実施によって保安管理体制の強化を図り、危険物施設の保安の確保に努めている。

ア 危険物施設の現況

(令和5年度)

区 分		古 賀 市	新 宮 町	小 計
製 造 所			1	1
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	38	14	52
	屋外タンク貯蔵所	15	4	19
	屋内タンク貯蔵所	3		3
	地下タンク貯蔵所	20	10	30
	簡易タンク貯蔵所	2		2
	移動タンク貯蔵所	26	38	64
	屋 外 貯 蔵 所			
	小 計	104	67	171
取 扱 所	給 油 取 扱 所	29	35	64
	一 般 取 扱 所	18	6	24
	小 計	47	41	88
合 計		151	109	260

イ 危険物関係許認可等処理状況

(令和5年度)

区 分		古 賀 市	新 宮 町	小 計
製 造 所	許 可			
	完 成			
屋 内 貯 蔵 所	許 可	1	1	2
	完 成	1	1	2
屋外タンク貯蔵所	許 可	2		2
	完 成	2		2
屋内タンク貯蔵所	許 可			
	完 成			
地下タンク貯蔵所	許 可			
	完 成			
簡易タンク貯蔵所	許 可			
	完 成			
移動タンク貯蔵所	許 可		1	1
	完 成		2	2
屋 外 貯 蔵 所	許 可			
	完 成			
給 油 取 扱 所	許 可			
	完 成			
一 般 取 扱 所	許 可			
	完 成			
水 圧 等 検 査		78	28	106
仮 使 用 承 認		5	2	7
仮貯蔵・仮取扱承認		1		1
予 防 規 程		1	4	5
合 計		91	39	130

ウ 危険物各種届出等処理状況

(令和5年度)

区 分	古 賀 市	新 宮 町	小 計
保安監督者選解任届	21	7	28
廃 止 届	2	1	3
工事等変更等届			
名称等変更届	12	5	17
変 更 届	6	14	20
災 害 発 生 届		1	1
休 止 ・ 再 開 届			
数 量 変 更 届	1		1
譲 渡 引 渡 届			0
火 気 使 用 工 事 届			
合 計	42	28	70

エ 危険物施設査察実施状況

(令和5年度)

危 険 物 施 設	施 設 数	実 施 状 況	実 施 率
製 造 所	1	1	100.0%
貯 蔵 所	170	32	18.8%
取 扱 所	88	17	19.3%
合 計	259	50	19.3%

オ 危険物取扱従事者講習会

危険物施設における事故を防ぐために、危険物関係事業所や危険物取扱者を対象とした研修会を開催し、危険物施設の適切な維持管理、日常点検や定期点検の必要性並びに実施の義務についての講習を実施した。

とき 令和5年6月6日(火)

(2) 建築同意事務

建築主事、特定行政庁等が建築物の新築、増築、改築、模様替えなどについて、許可、認可又は確認を行うことにあたっては、消防法により、消防長又は消防署長の同意を得なければならないこととされている。

同意に際しては、建築等の計画が消防、建築関係法令等の防火に関する規定等に適合しているかどうかを申請書類及び現地調査等によってチェックし、消防用設備等の設置が必要な建築物については、同意事務の段階で法基準に適合させるほか、消防用設備等の設置検査によってその性能を確認し、建築物における実効性のある防災行政の推進に努めている。

ア 同意処理状況

(令和5年度)

区 分	古 賀 市	新 宮 町	小 計
指 定	29	16	45
一 般	31	12	43
許 可	25	7	32
仮 使 用	1		1
合 計	86	35	121

イ 着工届及び設置届状況

(令和5年度)

区 分	古 賀 市	新 宮 町	小 計
着 工 届	67	27	94
設 置 届	124	46	170
合 計	191	73	264

ウ 事前相談(建築計画に伴う消防用設備等の設置等について)

144件

(3) 政令等に基づく届出処理状況

(令和5年度)

区 分	古 賀 市	新 宮 町	小 計
防火管理者選解任届出書	83	91	174
防火消防計画届出書	91	93	184
防災管理者選解任届出書	4		4
防災消防計画届出書	4		4
防火対象物点検報告書	24	29	53
防災管理点検結果報告書	4		4
防火対象物使用開始届出書	44	35	79
圧縮アセチレンガス等届出書	15	8	23
少量危険物貯蔵等届出書	4	5	9
指定可燃物貯蔵等届出書	8	3	11
煙火打上げ、仕掛届出書	3	2	5
炉・厨房設備・ボイラー等届出書	2	3	5
変電・急速充電・発電・蓄電池・ネオン管灯設備届出書	13	4	17
道路工事届出書	36	6	42
消防用設備等点検報告書	548	408	956
火災とまぎらわしい煙又は火災を 発する恐れのある行為の届出書	19	5	24
合 計	902	692	1,594

2

予防査察

予防査察（立入検査）は、建築同意、危険物施設の設置許可と並び予防行政上重要なものであり、消防対象物における出火危険、延焼拡大危険及び人命危険の排除を主眼として、消防法第4条及び第16条の5に基づき実施するものである。

査察は、年間の基本方針をもとに、個々の防火対象物における法令違反の内容、程度等に相応した年間査察計画を樹立し、これに基づき適切かつ効果的な是正指導を行っている。

(1) 防火対象物現況及び予防査察実施状況

(令和5年度)

防火対象物 項別		区分	防火対象物現況			査察 実施状況	実施率
			古賀市	新宮町	小計		
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	0	0	0	0	0.0%
	ロ	公会堂、集会場	47	26	73	10	13.7%
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類	0	0	0	0	0.0%
	ロ	遊技場、ダンスホール	1	3	4	4	100.0%
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗の類	0	0	0	0	0.0%
	ニ	カラオケボックス、個室型店舗	0	1	1	0	0.0%
3	イ	待合、料理店の類	0	0	0	0	0.0%
	ロ	飲食店	26	34	60	21	35.0%
4		百貨店、マーケット、店舗、展示場	62	76	138	69	50.0%
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所	5	5	10	7	70.0%
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	733	453	1,186	18	1.5%
6	イ	病院、診療所、助産所	46	25	71	16	22.5%
	ロ	老人福祉施設、救護施設、厚生施設の類	26	10	36	29	80.6%
	ハ	老人デイサービスセンター、保育所の類	35	22	57	24	42.1%
	ニ	幼稚園、特別支援学校	16	6	22	15	68.2%
7		小学校、中学校、高等学校、大学の類	41	28	69	0	0.0%
8		図書館、博物館、美術館の類	1	0	1	0	0.0%
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場の類	1	1	2	2	100.0%
	ロ	イ以外の公衆浴場	0	0	0	0	0.0%
10		車両の停車場、船舶、又は航空機の発着場	4	1	5	0	0.0%
11		神社、寺院、教会の類	23	11	34	2	5.9%
12	イ	工場、作業場	315	177	492	12	2.4%
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	0	0	0	0	0.0%
13	イ	自動車車庫、駐車場	24	50	74	12	16.2%
	ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫	0	0	0	0	0.0%
14		倉庫	334	183	517	31	6.0%
15		前各号に該当しない事業所	251	152	403	17	4.2%
16	イ	特定複合用途防火対象物	114	66	180	48	26.7%
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	77	42	119	6	5.0%
17		重要文化財等	0	1	1	1	100.0%
合 計			2,182	1,373	3,555	344	9.7%

(2) 中高層建物（4階以上）状況

(令和5年度)

防火対象物 項別		区分 階別														小計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			
1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場														0	
	ロ 公会堂、集会場														0	
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブの類														0	
	ロ 遊技場、ダンスホール		1	1											2	
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗の類														0	
	ニ カラオケボックス、個室型店舗														0	
3	イ 待合、料理店の類														0	
	ロ 飲食店														0	
4	百貨店、マーケット、店舗、展示場	1													1	
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所			2		1									3	
	ロ 寄宿舍、下宿、共同住宅	50	57	26	23	16	7	8	8	4	6	12	2		219	
6	イ 病院、診療所、助産所	3	3												6	
	ロ 老人福祉施設、救護施設、厚生施設の類														0	
	ハ 老人デイサービスセンター、保育所の類	2													2	
	ニ 幼稚園、特別支援学校														0	
7	小学校、中学校、高等学校、大学の類	8													8	
8	図書館、博物館、美術館の類														0	
9	イ 蒸気浴場、熱気浴場の類														0	
	ロ イ以外の公衆浴場														0	
10	車両の停車場、船舶、又は航空機の発着場														0	
11	神社、寺院、教会の類														0	
12	イ 工場、作業場	4	3												7	
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ														0	
13	イ 自動車車庫、駐車場	1													1	
	ロ 飛行機、回転翼航空機の格納庫														0	
14	倉庫	6	1												7	
15	前各号に該当しない事業所	4	1	1											6	
16	イ 特定複合用途防火対象物	9	6	5	5	2	1					2			30	
	ロ イ以外の複合用途防火対象物	6	3	2	1				1						13	
17	重要文化財等														0	
合 計		94	75	37	29	19	8	9	8	4	6	14	2		305	

3 自主防火管理体制の確立

多数の者を収容する建築物では、火災等の災害が発生した場合、人的、物的被害が大きくなることが予想される。消防法第8条では、これらの建築物の管理権原者に対し、防火管理者を選任して防火管理上必要な業務を行わせることを義務づけている。火災の発生の防止、火災による被害の軽減を図るためには、市町村消防機関の強化拡充だけでは不十分であり、事業所側の自主的な努力が不可欠であるという観点から設けられたものがこの防火管理者制度で、いわば、人的面における火災予防規制といえる。

この制度に基づく自主防火管理体制の充実強化を図るため、各種の講習会等を開催している。

(1) 防火管理講習

防火管理者は、建築物の用途、収容人員により、甲種防火管理者又は乙種防火管理者等の資格を有していなければならない。この資格を与えるために、法令に基づき実施するのが防火管理講習である。

また収容人員が300人以上の店舗・病院・宿泊施設など不特定多数の人が出入りする特定防火対象物の甲種防火管理者は、一定期間ごとに甲種防火管理再講習の受講が必要である。

(2) 自衛消防隊指導及び避難・消火訓練指導

防火管理者の選任を必要とする防火対象物に、事業の内容や規模に応じて自衛消防組織を結成させ、この自衛消防隊員等に対し、初期消火・避難誘導等を適正かつ円滑に遂行させるための講習会及び各事業所における訓練指導を実施、消防技術及び防火知識の向上に努めている。

防火管理関係講習会等

(令和5年度)

区 分	回 数	受講人員(人)
甲種防火管理新規講習会	2	95
甲種防火管理再講習会	1	18
乙種防火管理講習会	1	4
自衛消防隊指導	33	132
消火・避難訓練指導	49	5,486



4 予防広報

住民の防火意識の向上及び地域の自主防災思想の普及を図るため防火懇談会等の開催並びに防災協会活動の充実、幼年消防クラブ、少年消防クラブ（BFC）及び婦人防火クラブの育成指導に努めている。また、住宅用火災警報器の設置促進及び点検交換の促進を図っている。主な火災予防広報実施状況は、次のとおりである。

主な火災予防広報実施状況

（令和5年度）

区 分	回 数	受講人員(人)
防 火 教 室 防 火 懇 談 会	9	259
幼 年 ・ 少 年 消 防 ク ラ ブ 等 育 成 指 導	4	54
庁 舎 見 学	31	1,708

街頭防火広報

秋季・春季火災予防運動にあわせて、官公庁及び大型店舗において防火相談所を設置し住宅用火災警報器の普及啓発を行った。

とき 令和5年11月9日（木）、20日（月）、27日（月）
令和6年3月1日（金）、2日（土）



住宅防火訪問指導

一般家庭に職員が訪問し、住宅用火災警報器の設置に関するアンケート調査を行うとともに防火に関する指導を行い、防火・防災意識の高揚を図った。



シンボルマーク



発 足 昭和62年9月1日

会長	結城 剛	ニビシ醤油株式会社
副会長	岩井 秀基	株式会社フランソア
副会長	徳永 隆司	社会福祉法人福岡コロニー
副会長	山崎 忠照	株式会社正興電機製作所
副会長	藤本 大	西部電機株式会社
理事12名、監事2名、顧問2名		

会員数	169 会員	(令和6年4月1日現在)
防火管理部会	134 会員	
危険物安全部会	21 会員	
ガス保安部会	14 会員	

(1) 目的

事業所における防災体制の強化、防火思想の普及を推進することはもとより、いろいろなイベントを通して、事業所相互の融和と協調を図るとともに、地域住民とのふれあいを通じた防火啓発等も行っている。

(2) 令和5年度の主な行事

ア 新入社員消防体験講習会（自衛消防隊員講習）

会員事業所の新入社員及び自衛消防隊員を対象に、規律訓練、消防設備の取扱い、応急手当行う。

イ 広報事業

「まつり古賀」「まつり新宮」において、消防フェスタを実施し、住民に対し火災予防の啓発活動を実施している。また、歳末には店舗の街頭において「火災予防」を呼びかけ防火意識の普及に努めている。



6 粕屋北部地区幼年消防クラブ連絡協議会

幼稚園、保育園・保育所の園児で結成されたクラブで、正しい火の取扱い方などについて、クラブ独自の指導計画を立てて自主的に活動するとともに、防災行事に積極的に参加している。

発 足 平成4年7月6日

会 長 齋藤 圭英 五所こども園
副会長 穂坂 直美 立花幼稚園
副会長 上野 加佳 花見光こども園

(令和6年4月現在)

市町		設立年月日	クラブ員数
古賀市	天照幼稚園	昭和62年11月25日	324
	花見光こども園	平成元年4月5日	200
	五所こども園	平成元年4月5日	111
	くぼこども園	平成9年4月1日	90
	恵あおぞらこども園	平成9年4月1日	115
	鹿部保育所	平成9年4月1日	98
	花鶴どろんここども園	平成16年5月1日	109
	ほづみこども園	平成17年4月1日	86
	庄ひかりこども園	平成18年4月1日	140
新宮町	暁華保育園	平成2年4月1日	81
	新宮幼稚園	平成3年4月1日	67
	立花幼稚園	平成3年4月1日	15
	博多東幼稚園	平成6年12月1日	295
	新宮つぼみ保育園	平成19年4月1日	105
	新宮保育園	平成19年4月1日	62
	新宮杜の宮コスモス保育園	平成25年4月1日	85
	新宮下府コスモス保育園	平成28年5月16日	91
	上府あおぞらこども園	平成31年4月25日	113
	計		2,187



7

民間の「自主防災組織」

(1) 相島少年消防クラブ（BFC）

少年のころから学校や家庭における火災予防に関する知識を身につけさせるために結成され、活発な活動を行っている。令和3年度優良少年クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）において、全国の「特に優良な少年消防クラブ（20クラブ）」に選ばれた。

（令和6年4月現在）

市町村	少年消防クラブ名	構成学校名	設立年月日	クラブ員数
新宮町	相島少年消防クラブ	新宮町立 新宮中学校相島分校	昭和23年7月23日	12名

ア 主な行事

新宮町消防団消防出初式でのポンプ操法展示
 ポンプ操法訓練（軽可搬ポンプ）
 防災学習会での発表
 島内への防火の呼びかけを通年で実施（夜回り）
 消火訓練・救急講習



イ 主な表彰

昭和31年	国家消防本部長	昭和59年	粕屋北部消防組合組合長
昭和32年	東福岡警察署長	昭和63年	福岡県知事
昭和33年	福岡県知事	昭和63年	日本防火協会会長
昭和36年	消防庁長官	平成元年	粕屋北部消防組合組合長
昭和36年	内閣総理大臣	平成7年	新宮町長
昭和36年	全国安全会議長	平成8年	新宮町長
昭和37年	福岡県知事	平成10年	粕屋北部消防本部消防長
昭和43年	新宮町町長	平成11年	自治大臣
昭和43年	相島部落長	平成11年	福岡県知事
昭和43年	消防庁長官	平成11年	財団法人福岡県消防協会会長
昭和44年	福岡県知事	平成15年	消防庁長官
昭和44年	（財）奉仕会長	平成15年	福岡県知事
昭和47年	新宮町長	平成26年	福岡県知事
昭和47年	相島部落長	平成26年	消防庁長官
昭和48年	新宮町長	平成27年	防災担当大臣
昭和52年	日本防火協会会長	平成28年	内閣総理大臣
昭和55年	日本防火協会会長	平成31年	消防庁長官
昭和57年	消防庁長官	令和3年	総務大臣
昭和58年	粕屋北部消防本部消防長	令和4年	福岡県知事

(2) 相島婦人防火クラブ

家庭を守る婦人によって結成された組織で、初期消火や通報・避難などの知識を身につけて一般家庭の火災を予防し、安全な地域社会づくりを目指している。

(令和6年4月現在)

市町村	婦人防火クラブ名	設立年月日	クラブ人数
新宮町	相島婦人防火クラブ	平成18年4月1日	28名



Kasshawk Family





警防

1	災害出動計画	44
2	消防車両到着所要時間	44
3	消防相互応援協定等の状況	45
4	機械・施設	48
	（1）現有車両諸性能	48
	（2）消防本部所有の主な車両	48
	（3）ホース・その他機械器具現有数	49
	（4）主な特殊機械	50
	（5）年別119着信状況	51
5	火災統計	52
	（1）火災概要と推移	53
6	救急統計	54
	（1）救急概要の推移	55
	（2）応急手当普及啓発活動状況	55
	（3）こども救命士認定講習	55
7	救助統計	56
	（1）救助活動状況	56
	（2）事故種別活動状況	56
8	気象統計	57
	（1）天候状況	57
	（2）降雨状況	58
	（3）月別火災気象通報発令日数	58
9	粕屋北部消防連絡協議会	59

1

災害出動計画

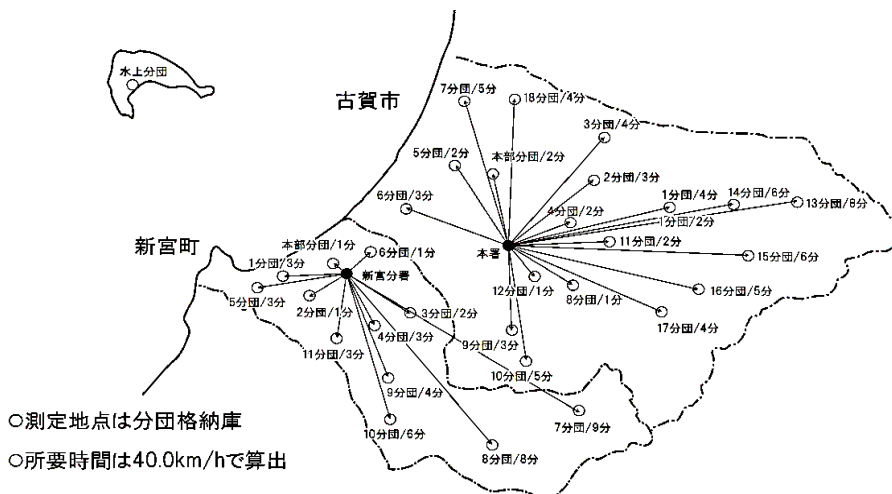
			第1出動	第2出動	第3出動				
火災	建物火災	署	当務の全部隊	/	/				
		団	古賀市			全分団			
			新宮町			8ヶ分団 (当該分団・近隣) (6ヶ分団・本部分団)	その他の分団		
	林野火災	署	初動部隊4隊			/	/		
		団	古賀市					当該校区の方面隊 本部分団	全分団
			新宮町					8ヶ分団 (当該分団・近隣) (6ヶ分団・本部分団)	その他の分団
水難救助(署)			初動部隊5隊	/	/				
大規模災害(署)			署の全部隊						

※部隊編成の状況

署長	副署長	副署隊長	1部・2部・3部	本署	指揮隊	指揮車
					救急警防小隊	救急車、タンク車
					救助小隊	救助工作車、タンク車(CAFS付)、梯子車、支援車
					第1救急小隊	救急車
					第2救急小隊	救急車
			新宮分署	警防小隊	タンク車(CAFS付)	
				救急警防小隊	救急車、タンク車	

2

消防車両到着所要時間



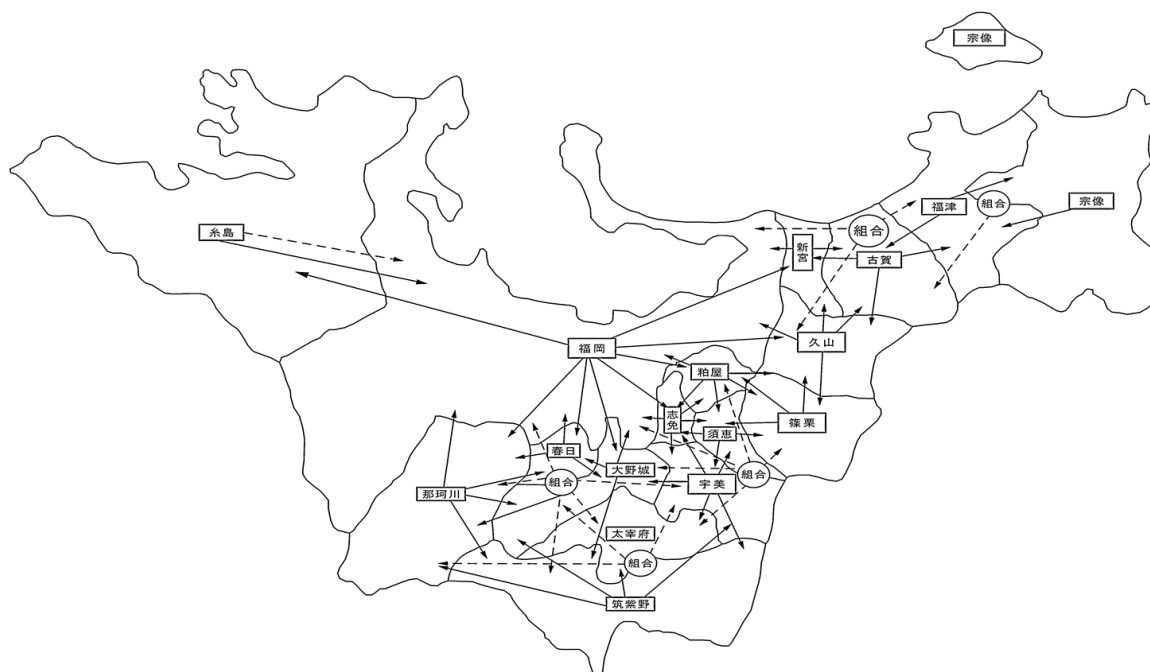
3 消防相互応援協定等の状況

○福岡県消防相互応援協定（平成元年4月1日）

県内において大規模災害等が発生した場合に、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的に、県内の市町村及び消防の一部事務組合の間で締結されている。

○福岡都市圏市町消防相互応援協定（昭和55年3月1日）

火災、救急、救助事案その他の災害が発生したときに、協定市町村相互間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止し、安寧秩序を保持することを目的に、10市7町5消防組合の間で締結されている。



○高速自動車道における消防相互応援協定（昭和61年10月15日）

九州自動車道のうち、福岡県内において火災、事故等で消防業務を必要とする災害が発生した場合に、インターチェンジを有する市町村等の消防力を活用して、災害による被害の軽減を図ることを目的に、7市1町10消防組合（平成26年9月30日現在）の間で締結されている。

○緊急消防援助隊の編成（平成7年6月30日）

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災を教訓に、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、国内の消防機関相互による迅速な援助体制を確立することを目的として発足した。

現在の粕屋北部消防本部の登録状況は次のとおり。

消火小隊1隊（4人）

救急小隊2隊（6人）

その他の特殊装備小隊1隊（4人）

後方支援小隊1隊（2人）

○福岡都市圏消防共同指令センター（平成29年11月28日開始）

平成25年11月8日福岡都市圏広域行政推進協議会総会において福岡都市圏の17首長の合意を経て福岡都市圏消防通信指令業務の共同運用に関する基本協定書を締結した。また、平成29年3月30日福岡市と粕屋北部消防本部は、消防通信指令事務の委託に関する規約を締結した。

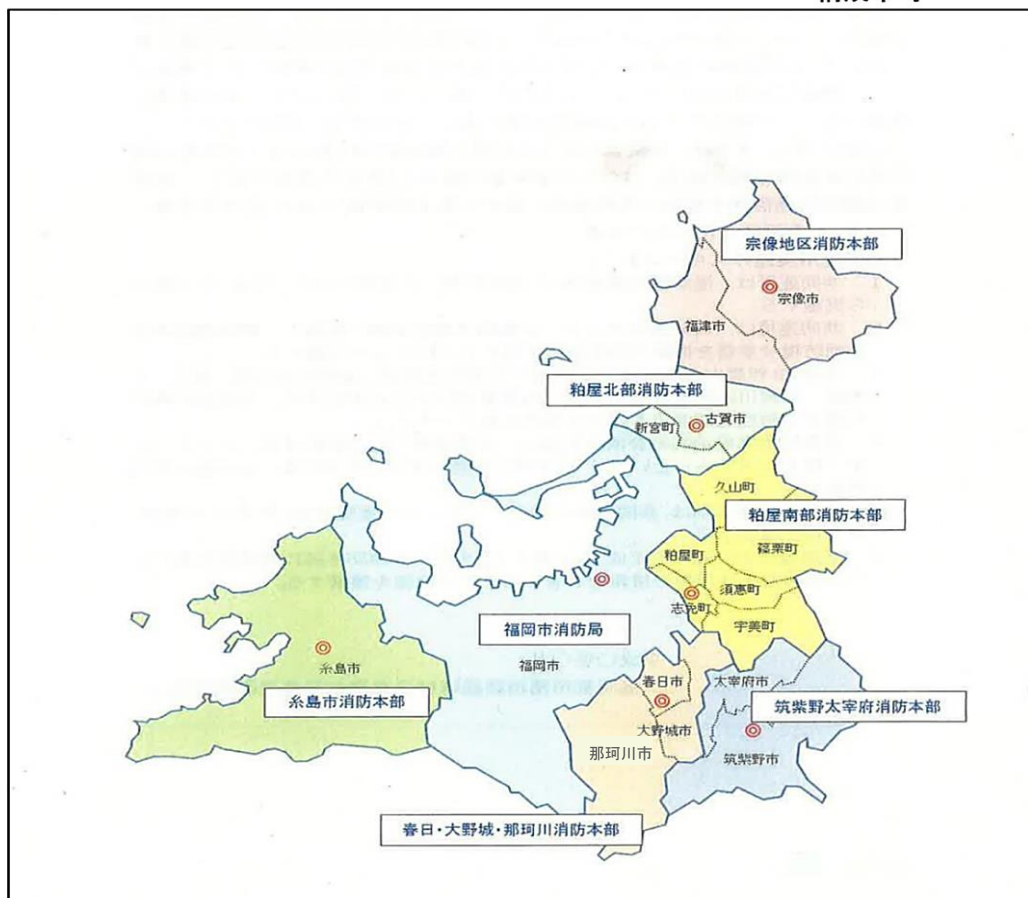
共同運用は、共同指令センターを福岡市消防本部に整備し、関係消防本部が消防通信指令業務を福岡市消防局に委託することにより実施する。

筑紫野太宰府消防組合消防本部が、中間更新を行う令和5年度に参加し、糸島市消防本部は、全面更新時の令和11年度頃を目途に参加する。

平成29年度から共同運用に参加する消防本部は、福岡市消防局、春日・大野城・那珂川消防組合消防本部、粕屋南部消防組合消防本部、宗像地区消防本部、粕屋北部消防本部及び筑紫野太宰府消防組合消防本部の6消防本部となった。

福岡都市圏消防共同指令センター

構成市町

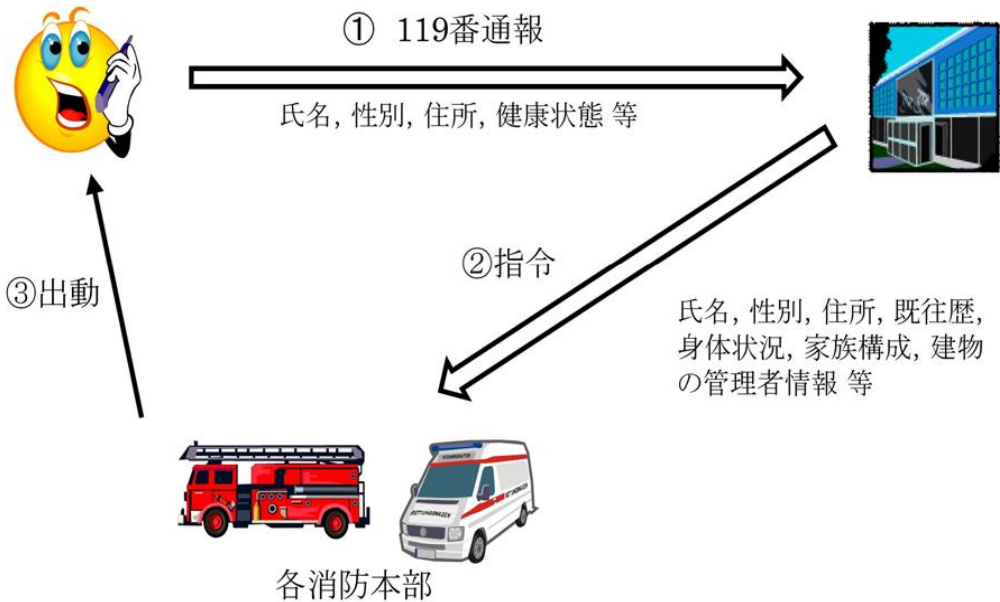


管轄面積	1,169 k m ²
管轄人口	2,607,948人(令和2年度国勢調査による)
設置場所	福岡市中央区舞鶴三丁目9番7号 福岡市消防局本部庁舎内
勤務形態	3交替制
配置人員	54人(各部18名)



119番通報者

共同指令センター



4 機械・施設

(1) 現有車両諸性能

(令和6年4月1日現在)

車両名	車両別	取得年月日	車種	排気量	ポンプ性能	待機場所
粕北化学1	化学車	平成30年2月26日	日野	5,120	A-2(CAFS)	本署
粕北消防1	水槽付ポンプ車	平成12年2月25日	日野	7,960	A-1	本署
粕北消防2	水槽付ポンプ車	平成24年11月26日	日野	6,400	A-2(CAFS)	分署
粕北消防3	水槽付ポンプ車	平成14年11月25日	三菱	8,200	A-1	本署
粕北消防4	水槽付ポンプ車	平成25年11月17日	日野	4,000	A-2	分署
粕北梯子1	梯子車	平成30年10月30日	日野	8,860		本署
粕北救助1	救助工作車	平成28年12月28日	日野	6,400		本署
粕北支援1	支援車	令和5年3月17日	三菱	2,990		本署
粕北指揮1	指揮車	平成27年12月21日	トヨタ	2,693		本署
粕北司令1	司令車	平成24年11月26日	日産	1,990		本署
粕北査察1	本署査察車	平成24年7月25日	日産	1,990		本署
粕北査察2	分署査察車	平成26年2月26日	日産	1,490		分署
粕北査察3	小型査察車	平成14年3月29日	ダイハツ	650		分署
粕北輸送1	マイクロバス	平成17年5月22日	日産	4,470		本署
粕北輸送2	輸送車	平成17年5月27日	トヨタ	1,990		本署
粕北防災1	防災広報車	平成25年9月27日	日産	1,990		本署
粕北救急1	高規格救急車	平成23年10月11日	トヨタ	2,693		本署
粕北救急2	高規格救急車	平成27年10月22日	トヨタ	2,693		本署
粕北救急3	高規格救急車	令和5年2月1日	日産	2,480		本署
粕北救急4	高規格救急車	令和4年11月18日	トヨタ	2,690		分署
粕北救急5	高規格救急車	令和1年9月26日	トヨタ	2,690		本署
粕北搬送1	資材搬送車	平成26年8月1日	いすゞ	2,990		本署
救急普及啓発車	救急普及啓発広報車	平成30年11月12日	日産	2,990		本署

(2) 消防本部所有の主な車両



救助工作車



化学車



水槽付ポンプ車



高規格救急車（令和4年度更新）

(3) ホース・その他機械器具現有数

ホース	65 mm ホース	171	
	50 mm ホース	105	
	40 mm ホース	56	
救	カギ付梯子	5	
	積載三連梯子	4	
	積載二連梯子	2	
	空気式救助マット	1	
	潜水器具	20	
	エアertent	2	
	サバイバースリング	2	
	助	船外機	3
		ゴムボート	2
		可搬式ウインチ	3
救命索発射装置		1	
赤外線カメラ		1	
ファイバースコープ		2	
器		空気呼吸器	24
		小型動力ポンプ	4
		投光器セット	5
		オイルフェンス	3
	防爆ライト	4	
	携帯排煙機	1	
	都市型救助器具一式	1	
	具	簡易組立水槽	4
		スクープストレッチャー	8

破壊器具	エンジンカッター	4
	グラスマスター	5
	ペダルカッター	2
	削岩機	2
	電動式油圧救助器具	2
	油圧式救助器具	2
	大型油圧式救助器具	3
	チェーンソー	6
	ストライカー	2
	酸素溶断器	1
	ハンマードリル	2
	エアカッター	2
	エアーソー	3
エアージャッキ	2	
保護器具	耐熱服	2
	防毒服	10
	防毒マスク	5
測定器具	化学防護服	2
	ガス検知器	3
	放射線測定器	3
	熱画像探知機	3



支援車（令和4年度更新）



梯子車

(4) 主な特殊機械



都市型救助器具

山岳救助器具を都市型に改良した救助器具です。



空気呼吸器

ボンベの中に空気が充填しており、煙の中でも呼吸ができます。



ナイトビジョンゴーグル

光量子を電子に変換し、暗い場所でも物が見えるようになります。



赤外線カメラ（フレア）

濃煙・暗夜での表面に出ない熱を感知します。



空気式救助マット（エアマイティー）

空気圧により、物を持ち上げます。



放射線測定器

X線、γ線、β線を検知または測定します。



ガス検知器

酸素、可燃性ガス、硫化水素、一酸化炭素を検知、測定します。



エンジンカッター

エンジンの力を利用して、鉄板等を切断します。



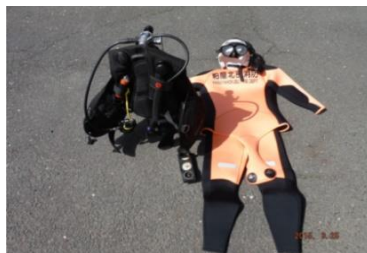
油圧式救助器具

油圧の力で物を切断したり広げたりします。



削岩機

硬い岩盤、コンクリートなどを削岩します。



潜水器具

溺れている人を助けるために使うスキューバの器具です。



ファイバースコープ

進入できない建造物などの内部を検索します。



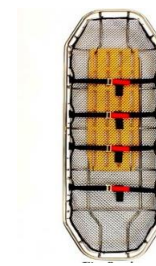
救命索発射装置

中洲等に救命索を飛ばす装置です。



酸素溶断機

酸素の力を使い鉄等を溶断します。水中でも使用できます。

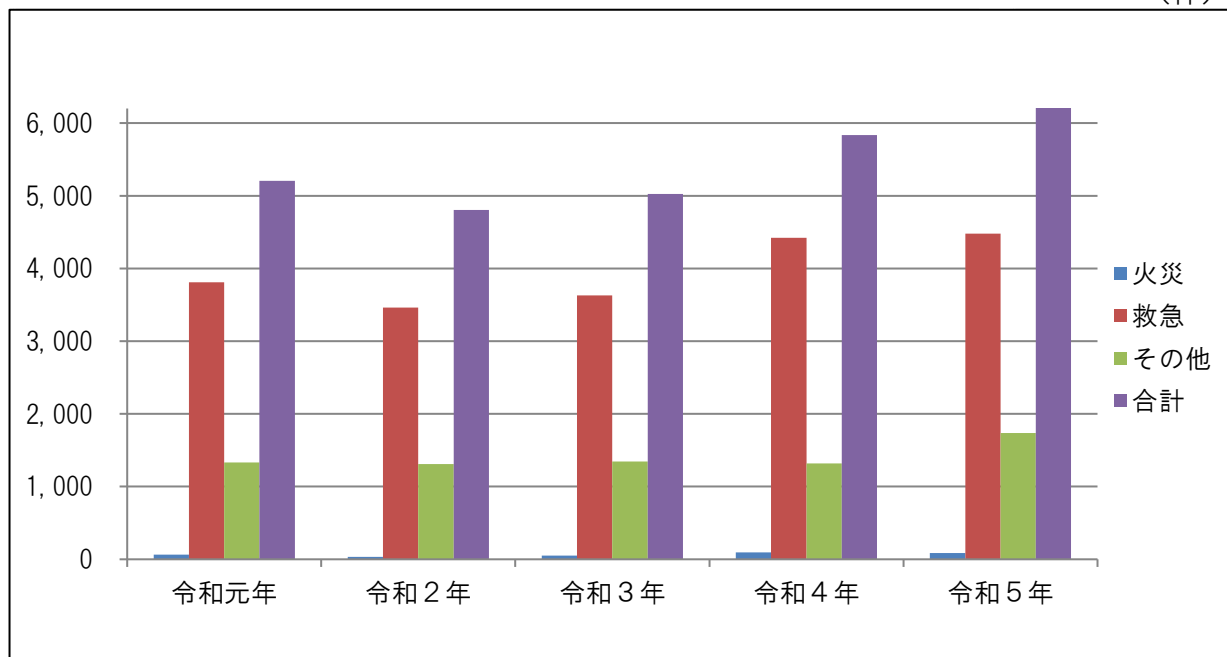


バスケットストレッチャー

軽量で多種多様な現場で傷病者を収容できます。

(5) 年別119着信状況

(件)



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
火災	64	33	49	93	85
救急	3,808	3,464	3,629	4,420	4,478
その他	1,334	1,308	1,346	1,320	1,737
合計	5,206	4,805	5,024	5,833	6,300

5 火災統計

火災発生件数

令和5年中における火災発生件数は24件で、その種別の内訳は、建物火災10件、林野火災1件、車両火災4件、その他火災9件で、市町の内訳は、古賀市15件、新宮町9件となっている。火災種別ごとに分類すると、建物火災は4件、林野火災は2件減少している。車両火災及びその他火災は増減なしである。

建物焼損床面積

建物焼損床面積は、153平方メートルで、前年と比較して830平方メートルの減少となった。なお、建物火災1件当たりの焼損床面積は約15.3平方メートルとなる。

火災損害額

火災損害額は、2,448千円で、前年12,669千円と比較して10,221千円の減少となっている。火災1件当たりの平均は、102千円である。

死傷者

火災による死者は0名、負傷者は1名発生した。

出火原因

出火件数24件の出火原因別内訳は、「たばこ」「火入れ」「電気機器」「その他」が各3件、「不明・調査中」が2件、「放火の疑い」、「たき火」、「風呂かまど」、「溶断機・切断機」「電気装置」、「かまど」、「内燃機関」、「電灯・電話等の配線」、「衝突の火花」、「取灰」が各1件となっている。

考察

前年と比較して、火災発生件数は6件減少し、焼損面積も大きく減少している。焼損面積の減少は全焼が1件のみであり、他の建物への延焼がなかったことによるものと考えられる。このことは、火災予防の推進が功を奏しているものと考えられるため、今後も型に囚われない予防広報の展開を実施し、幅広い層に効果的な火災予防を行うことが必要となる。

※ 統計の詳細について

火災統計における詳細内容については、令和5年粕屋北部消防本部「火災・救急・救助統計」にて確認可能である。

(1) 火災概要と推移

区分		年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
		火災 件数 (件)	建 物	11	11	13	14
林 野	2			1	3	1	
車 両	3		1	2	4	4	
船 舶							
そ の 他	6		6	6	9	9	
計	22		18	22	30	24	
損害額 (千円)	建 物	1,168	6,102	10,555	12,457	1,682	
	林 野						
	車 両	1,700	65	6,631	87	735	
	船 舶						
	そ の 他	600		7	125	31	
	計	3,468	6,167	17,193	12,669	2,448	
焼損面積等	建 物 (㎡)	89	137	298	983	153	
	林 野 (a)	11		1	85.6	0.5	
	車 両 (台)	8	1	4	5	4	
	船 舶 (隻)						
	そ の 他 (件)	6	6	6	9	9	
焼損棟数 (棟)		12	13	17	22	10	
り災 状況	り災世帯 (世帯)	6	16	8	16	6	
	り災人員 (人)	13	19	23	26	15	
死傷者	死 者 (人)				1	0	
	負 傷 者 (人)	3	3	5	3	1	
1日平均発生件数(件)		0.06	0.05	0.06	0.08	0.06	
1件当たり平均損害額(千円)		157	342	782	422	102	
管内人口(人)※1		92,891	93,335	93,114	92,682	92,476	
1人当たりの損害額(円)		37	66	187	137	26	
出火率 (件/万人)※2	管内	2.3	1.9	2.3	3.2	2.5	
	全国	3.00	0.29	2.80	2.80		

※1 管内人口は、各年12月末日現在の住民基本台帳による。

※2 出火率は、人口1万人当たりの出火件数を表す。

6

救急統計

救急出動件数及び搬送人員の状況

令和5年中における救急活動状況は、救急出動4,505件、搬送人員4,045人となり、これを前年と比較すると、救急出動が106件(2.4%)、搬送人員が94人(2.4%)増加している。

1日あたりの救急出動件数は平均で12.3件(前年12.1件)、1月平均では375.4件(前年366.6件)出動している。

救急出動件数は令和元年、令和2年と2年連続で減少していたが、令和3年以降は増加し続け、令和5年は過去最多の出動件数となった。高齢者の増加に伴い、今後も救急出動件数の増加が懸念されるため、より一層の救急車の適正利用を住民に広報していきたい。(1)参照

事故種別状況

令和5年中の救急出動件数4,505件を事故種別ごとにみると、最も多いのが急病の2,988件で全体の66.3%を占め、次いで一般負傷の749件(16.6%)、転院搬送の304件(6.7%)、交通事故の269件(6.0%)となっている。(1)参照

傷病程度別搬送人員の状況

令和5年中の搬送人員4,045人のうち、中等症が2,003人(49.5%)で最も多く、次いで軽症1,860人(46.0%)、重症182人(4.5%)となっている。(1)参照

救急講習実施状況

令和5年中の管内で行った普通救命講習は9回で136人、予防救急講習は4回で75人、その他の救急講習は40回で1,830人が受講した。令和元年から始まったこども救命士認定講習は5回で376人が受講した。(2)参照

※ 統計の詳細について

救急統計における詳細内容については、令和5年粕屋北部消防本部「火災・救急・救助統計」にて確認可能である。

(1) 救急概要の推移

種別		年				
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出動件数(件)		3,775	3,450	3,628	4,399	4,505
事故種別 出動件数 (件)	火災	2	2	5	5	6
	自然災害	0	0	0	0	0
	水難	3	4	1	3	3
	交通事故	258	220	235	274	269
	労働災害	50	67	45	67	60
	運動競技	32	21	34	35	47
	一般負傷	598	595	599	668	749
	加害	9	6	10	9	12
	自損行為	36	48	26	30	37
	急病	2,503	2,208	2,396	2,996	2,988
	その他(転院等)	284	279	277	312	334
1日当たりの出動件数(件)		10.3	9.5	9.9	12.1	12.3
1月当たりの出動件数(件)		314.6	287.5	302.3	366.6	375.4
搬送件数(件)		3,617	3,216	3,384	3,932	4,025
搬送人員(人)		3,648	3,238	3,410	3,951	4,045
傷病程度別	死亡	1	0	0	1	0
	重症	177	195	167	189	182
	中等症	2,067	1,807	2,068	2,052	2,003
	軽症	1,403	1,236	1,175	1,709	1,860
	その他	0	0	0	0	0

(2) 応急手当普及啓発活動状況

住民に対する応急手当普及啓発活動状況

講習名	年	
	令和4年	令和5年
普通救命講習	10回	9回
3時間講習・修了証交付	159人	136人
救急講習	39回	40回
3時間未満・修了証なし	1,115人	1,830人
予防救急講習	6回	4回
1時間講習・修了照なし	391人	75人
こども救命士認定講習	8回	5回
1時間講習・修了証なし	708人	376人
合計	63回	58回
	2,373人	2,417人

※ 上記の他、物品貸出しによる自主訓練(19回約400人)が実施された

(3) こども救命士認定講習

ライフステージの早い段階で応急手当の重要性や必要性を教育し、質の高いバイスタンダーの育成、救命技術の習得及び社会全体の救命率の向上を目的とし、令和元年度よりこども救命士認定講習を実施している。

これまでに管内の小学校高学年を対象に講習を実施し、令和5年は376人のこども救命士が誕生している。今後も管内全ての小学校を対象として、積極的にこども救命士認定講習を開催していく。

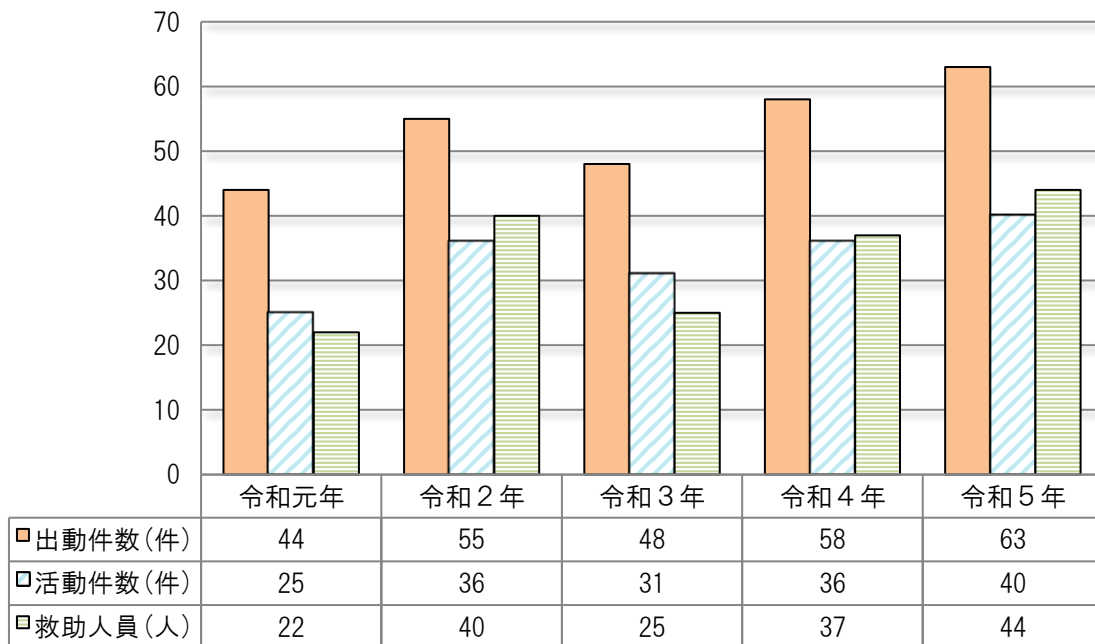
7

救助統計

(1) 救助活動状況

救助活動の状況は、救助出動件数は63件で、うち活動件数は40件である。前年と比較すると、救助出動件数は5件増加し、救助人員は44人で7人の増加である。

過去5年間の救助出動状況



(2) 事故種別救助活動状況

事故種別で最も多いのは、「交通事故」の23件で全体の36.5%を占めている。次に「建物事故」21件(33%)、「その他の事故」15件(24%)、「水難事故」3件(5%)、「ガス・酸欠事故」1件(1.5%)となっている。

過去5年間の事故種別出動状況

種別	年				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
火災					
交通事故	6	7	9	10	23
水難事故	5	3	2	1	3
風水害等自然災害					
機械による事故			2	1	
建物等による事故	15	28	24	28	21
ガス及び酸欠事故	1		2		1
破裂事故					
その他の事故	17	17	9	18	15
合計	44	55	48	58	63

8 気象統計

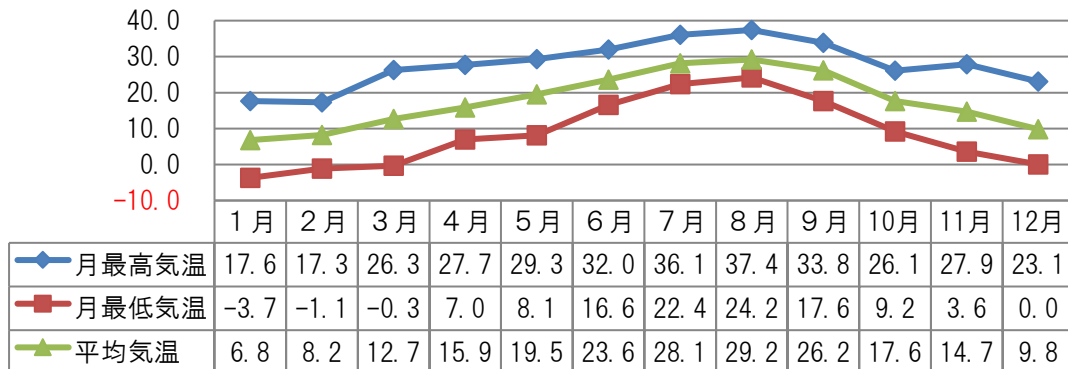
気象と災害は密接な関係にあり、特異気象時には、災害は大規模となり、活動は困難を極めることが多い。そこで、消防は、国・県及び気象台等と協力し、特異気象等の情報交換を行うとともに、地域の気象を常時観測し、災害対策の一環としている。

空気が特に乾燥し、強風が吹き続けるときは、広報等を地域住民に行い「火の用心」を喚起している。また、台風や集中豪雨のときは、水災警戒体制をとり、万一の災害に備えている。

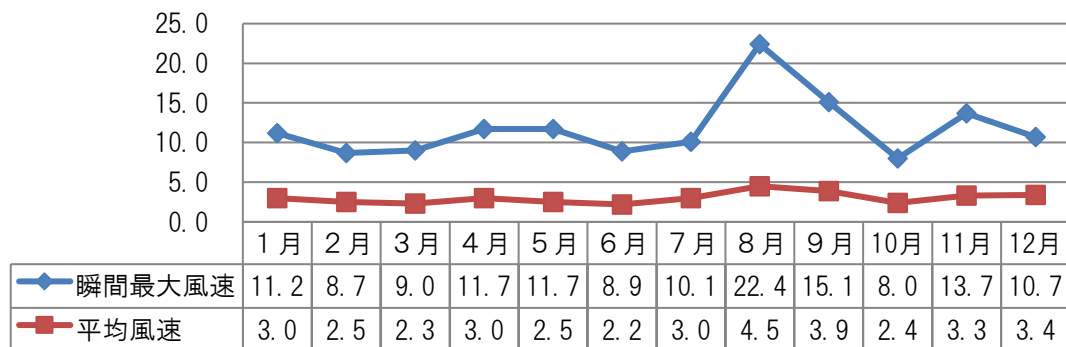
このように、気象は、災害対策上欠くことのできない要因となっている。

(1) 天候状況

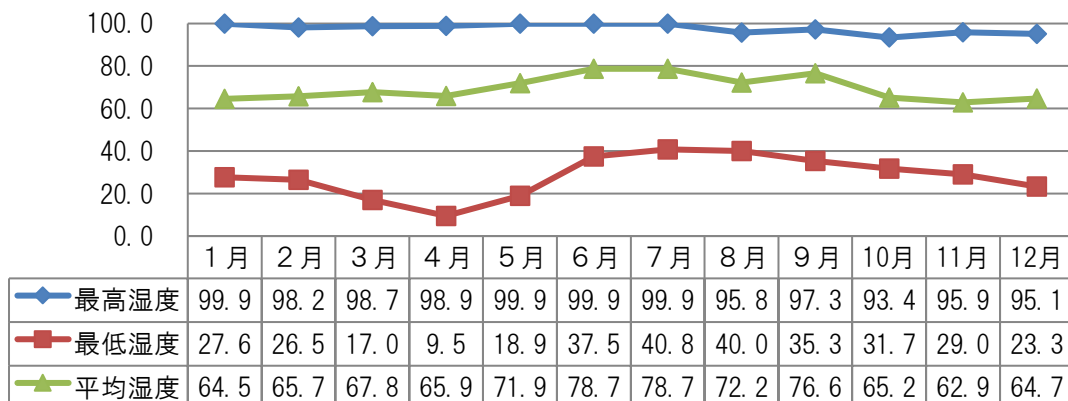
ア 気温 (°C)



イ 風速 (m/m)



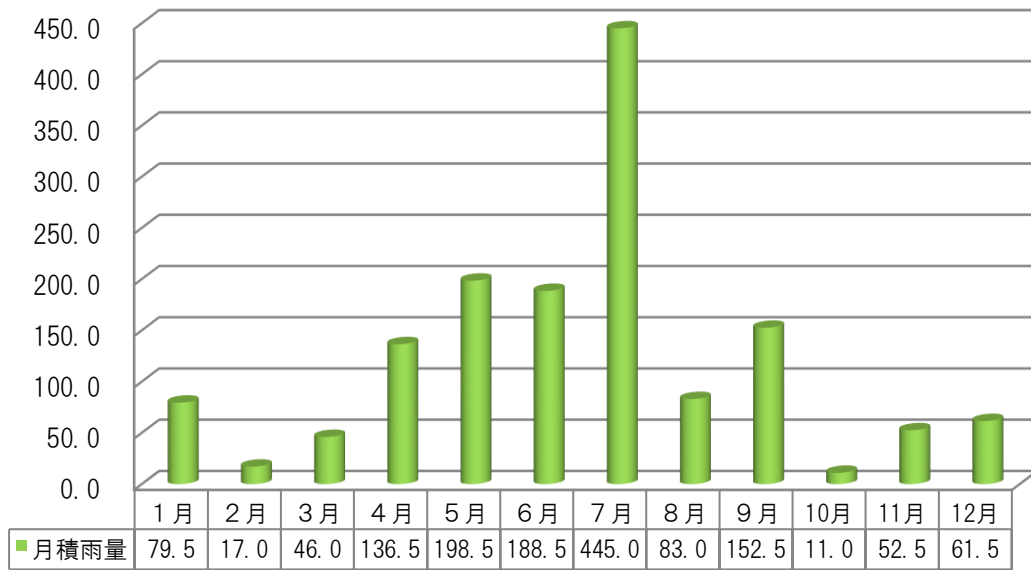
ウ 湿度 (%)



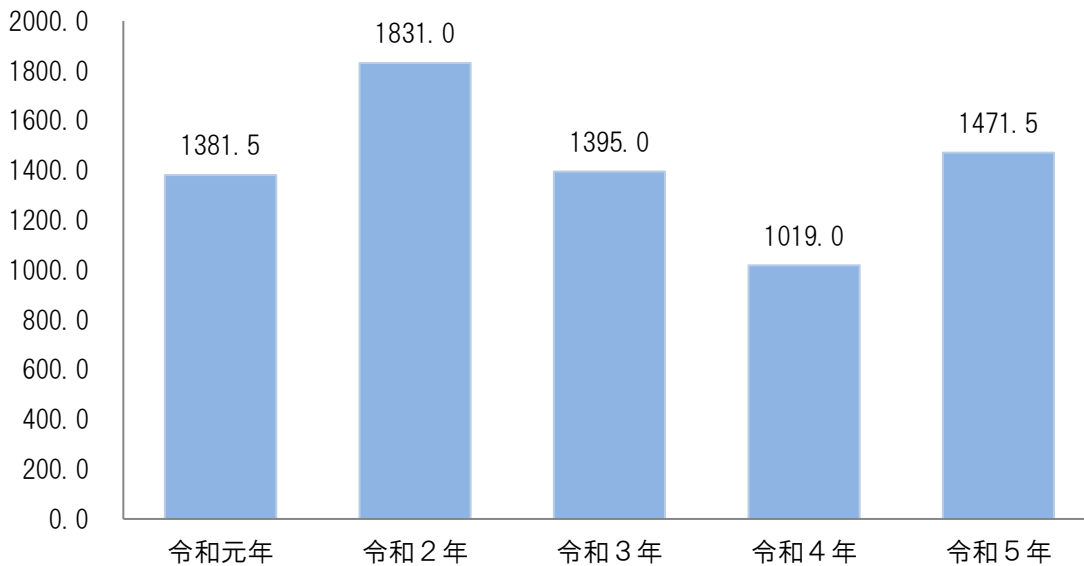
※湿度については、実効湿度を表示

(2) 降雨状況

ア 月別降雨状況
(mm)



イ 過去5年間の降雨状況



(3) 月別火災気象通報発令日数

(日)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
火災気象通報 発令日数	8	5	12	16	2	0	0	2	0	4	8	8

9

粕屋北部消防連絡協議会

消防業務及び消防技術の総合的な研究を行い、消防の健全な発展に寄与するとともに、会員相互の融和協調を図ることを目的に結成されたもので、その事業及び協議会の構成は、次のとおりである。

1 事業

- (1) 消防職団員の教養、訓練及びこれらの資料に関すること。
- (2) 消防活動技術及び消防機械器具取り扱い技術の総合的研究に関すること。
- (3) 地域消防体制の充実及び改善に関すること。
- (4) 消防情報の交換に関すること。
- (5) その他本会の目的達成のための必要な事項。

2 構成

- (1) 粕屋北部消防組合を構成する市・町の消防団長、消防副団長の職にある者
- (2) 構成市・町の消防担当の総務部長、課長、課長補佐、係長等及び主任の職にある者
- (3) 粕屋北部消防本部の課長以上、警防課の課長補佐及び係長並びに分署長の職にある者

会長（新宮町消防団長）
落石 雄一郎



副会長（古賀市消防団長）
森 裕俊



3 連絡協議会開催日等

	開催日	主な議題	出席者数
第 1 回	令和 5 年 4 月 21 日	・ 令和 5 年度年間事業計画について	24 名
第 2 回	令和 5 年 10 月 27 日	・ 令和 5 年度秋季火災予防の事業計画について	26 名
第 3 回	令和 6 年 2 月 16 日	・ 令和 5 年度春季火災予防の事業計画について	26 名



消防団

1 組織	60
(1) 古賀市消防団	60
(2) 新宮町消防団	61
2 団員の定員と実員	61
(1) 定員	61
(2) 実員	61

粕屋北部消防組合を構成する古賀市及び新宮町には、それぞれ非常備の消防団があるが、古賀市消防団については20分団（248名）、新宮町消防団については13分団（223名）で構成されている。伝統ある両消防団の団員は、士気も高く、郷土愛の精神に燃えつつ、消防の任務遂行にあたっている。

(1) 古賀市消防団

(令和6年4月1日現在)

団長 森裕俊	副団長 内田征吾・舩越康友・酒井隆二・川池史彦		女性部	古賀市一円（予防・啓発・広報活動）
			本部分団	古賀市一円
		古賀東方面隊	第1分団	筵内区
			第2分団	久保区、中央区、古賀団地区、久保西区
			第4分団	庄南区、庄北区
		古賀西方面隊	第5分団	古賀東区、古賀南区、古賀北区、中川区、花鶴丘一丁目区、花鶴丘二丁目1区、花鶴丘二丁目2区、花鶴丘二丁目3区、花鶴丘三丁目区
			第6分団	鹿部区、日吉台区
		古賀北方面隊	第3分団	高田区、さや団地区、舞の里4区、舞の里5区、千鳥タウンコート区
			第7分団	花見南区、花見東1区、花見東2区、北花見区
			第18分団	千鳥東区、千鳥南区、千鳥北区、病院区、舞の里1区、舞の里2区、舞の里3区、東浜山団地区
		青柳北方面隊	第8分団	町川原1区、町川原2区
			第11分団	新原区
			第12分団	今在家区
		青柳南方面隊	第9分団	青柳区
			第10分団	小竹区
		小野北方面隊	第13分団	薦野区
			第14分団	米多比区
		小野南方面隊	第15分団	薬王寺区
			第16分団	小山田区
			第17分団	谷山区

(2) 新宮町消防団

(令和6年4月1日現在)

団長 落石雄一郎 副団長 森 敬洋・井ノ上紘大	本部分団	新宮町一円
	第1分団	新宮区
	第2分団	下府1区、下府2区、杜の宮区
	第3分団	上府区、中央駅前区
	第4分団	夜臼1区、夜臼4区
	第5分団	湊区、湊坂区
	第6分団	緑ヶ浜区、中央駅前西区、よつば区
	第7分団	的野区
	第8分団	立花口区、花立花区
	第9分団	三代区
	第10分団	原上区、ファースト新宮区
	第11分団	夜臼2区、夜臼3区、桜山手区
	水上分団	相島区及び新宮町の海岸
	広報啓発班	広報及び啓発活動（班長、団員で構成）

2 団員の定員と実員

(1) 定員 (令和6年4月1日現在) (単位：人)

階級 市町別	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計
古賀市	1	4	20	20	61	258	364
新宮町	1	2	13	14	43	173	246
計	2	6	33	34	104	431	610

(2) 実員 () = 女性 (令和6年4月1日現在) (単位：人)

階級 市町別	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計
古賀市	1	4	16(1)	16(1)	59(2)	152(5)	248(9)
新宮町	1	2	13	13	41(2)	153(9)	223(11)
計	2	6	29(1)	29(1)	100(4)	305(14)	471(20)